

|                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| 第 193 号 (令和 7 年 3 月 14 日 発行) | 発行日 5 日、15 日、25 日      |
| <h1>横浜市報</h1>                | 発行所                    |
|                              | 横浜市役所                  |
|                              | 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 |

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】 3
- △ 生活保護法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活支援課】 4
- △ 横浜市道路監視員設置規則の一部を改正する規則【道路局管理課】 8

**[告示]**

- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 25
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】 27
- △ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 28
- △ 横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区の変更【建築局都市計画課】 29
- △ 道路の占用を制限する区域の指定【道路局管理課】 30
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 37
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 38
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 39
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 41
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 42
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 47
- △ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 48

**[公告]**

- △ 山田都市計画事業柳沢北浜地区土地区画整理事業の施行に係る清算金の徴収又は交付に係る通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】 50
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 51
- △ 同【経済局商業振興課】 53
- △ 同【経済局商業振興課】 55
- △ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】 56
- △ 簡易給水水道等指定検査機関の指定の辞退【医療局生活衛生課】 57
- △ 公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】 58
- △ 農用地利用集積計画の策定【みどり環境局農政推進課】 59

|  |    |
|--|----|
| △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】        | 60 |
| △ 同【みどり環境局水・土壌環境課】                               | 61 |
| △ 横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】          | 62 |
| △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】                        | 63 |
| △ 同【建築局建築企画課】                                    | 64 |
| △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】                        | 65 |
| △ 同【建築局調整区域課】                                    | 66 |
| △ 同【建築局調整区域課】                                    | 67 |
| △ 同【建築局調整区域課】                                    | 68 |
| △ 同【建築局調整区域課】                                    | 69 |
| △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】                    | 70 |
| △ 同【建築局調整区域課】                                    | 71 |
| △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】                   | 72 |
| △ 同【建築局建築指導課】                                    | 73 |
| △ 同【建築局建築指導課】                                    | 74 |
| △ 同【建築局建築指導課】                                    | 75 |
| <b>[達]</b>                                       |    |
| △ 横浜市郵送請求事務センター規程の一部改正【市民局窓口サービス課】               | 76 |
| <b>[区告示]</b>                                     |    |
| △ 認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】                        | 77 |
| △ 避難指示の解除【保土ヶ谷区総務課】                              | 78 |
| △ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】                       | 79 |
| <b>[区公告]</b>                                     |    |
| △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【港南区総務課】                        | 80 |
| △ 漂流物の引渡し【中区総務課】                                 | 81 |
| △ 漂流物（沈没品）の引渡し【神奈川区総務課】                          | 82 |
| <b>[消防局]</b>                                     |    |
| △ 消防法に基づく措置命令【中消防署総務・予防課】                        | 83 |
| △ 横浜市火災予防条例第19条第1項の規定により消防長が指定する日本産業規格の一部改正【指導課】 | 84 |
| △ 消防法に基づく措置命令【指導課】                               | 85 |
| △ 職員の懲戒処分【人事課】                                   | 86 |
| <b>[交通局]</b>                                     |    |
| △ 横浜市高速鉄道タッチ決済乗車取扱規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】        | 87 |
| △ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】                      | 88 |
| <b>[医療局病院経営本部]</b>                               |    |
| △ 横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程【人事課】         | 91 |
| <b>[教育委員会]</b>                                   |    |
| △ 職員の懲戒処分【西部学校教育事務所教育総務課】                        | 92 |
| <b>[区選挙管理委員会]</b>                                |    |
| △ 委員長等の氏名【港南区】                                   | 93 |
| △ 投票区の設置の一部改正【港北区】                               | 94 |
| <b>[正誤]</b>                                      |    |
|  | 95 |

---

規則

---

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 11 号

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則（平成 20 年 7 月横浜市規則第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、個人事項証明書及び一部事項証明書」を「及び個人事項証明書」に改め、「。）」の次に「並びに戸籍の一部事項証明書の交付の請求（郵便等によるもの等に限る。）」を加え、同条第 4 号中「もの等」の次に「又は電子申請によるもの」を加え、同条第 5 号中「、個人事項証明書及び」を「及び個人事項証明書の交付の請求（郵便等によるもの等又は電子申請によるものに限る。）並びに除かれた戸籍の」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 12 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和 31 年 10 月横浜市規則第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「生活保護法による進学準備給付金申請書」を「生活保護法による進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第 4 条第 4 項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に、「進学準備給付金申請却下決定通知書」を「進学・就職準備給付金申請却下決定通知書」に改める。

第 18 条中「進学準備給付金費用等徴収金決定通知書」を「進学・就職準備給付金費用等徴収金決定通知書」に改める。

別記様式目次中

「第 2 号様式の 3 生活保護法による進学準備給付金申請書（第 2 条第 1 項）」

を  
「第 2 号様式の 3 生活保護法による進学・就職準備給付金申請書（第 2 条第 1 項）」

に、  
「第 27 号様式 進学準備給付金決定通知書（第 4 条第 4 項）  
第 28 号様式 進学準備給付金申請却下決定通知書（第 4 条第 4 項）」

を  
「第 27 号様式 進学・就職準備給付金決定通知書（第 4 条第 4 項）  
第 28 号様式 進学・就職準備給付金申請却下決定通知書（第 4 条第 4 項）」

に、  
「第 46 号様式の 3 進学準備給付金費用等徴収金決定通知書（第 18 条）」

を  
「第 46 号様式の 3 進学・就職準備給付金費用等徴収金決定通知書（第 18 条）」

に改める。

第 2 号様式の 3 を次のように改める。

第 2 号様式の 3 (第 2 条第 1 項)

生活保護法による進学・就職準備給付金申請書

|             |  |
|-------------|--|
| 受<br>理<br>印 |  |
|-------------|--|

年 月 日

(申請先)  
福祉保健センター長

申請者 住所又は居所  
(進学する者又は就職する者)  
氏名

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)  
名称 \_\_\_\_\_

2 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)

- 進学・就職前の住宅と同じ  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)

居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_

3 就職の場合、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

4 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)  
金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 \_\_\_\_\_ 支店

預 金 種 類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号 

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

 (フリガナ) 口座名義人 \_\_\_\_\_

(右につめて記載してください。)

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

5 添付した関係書類 (添付した書類の□にチェックを入れてください。)

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類 (以下のいずれか)
- 入学金を納付したことを証明する書類の写し
  - 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
  - (入学金等の納付が不要な場合) 進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- ② (進学に伴い転居する場合のみ) 転居することを確認できる書類
- 新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ③ その他支給決定に当たり必要な書類
- ( )

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類 (以下のいずれか)
- 内定通知書、事業主の発行する就職証明書の写し
  - (個人事業主の場合) 個人事業の開業届の写し
  - その他確実に就職先に就職することを証する書類
- ② (就職に伴い転居する場合のみ) 転居することを確認できる書類
- 新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(A 4)



給付金決定通知書」に、「進学準備給付金に」を「進学・就職準備給付金に」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改める。

第 28 号様式中「進学準備給付金申請却下決定通知書」を「進学・就職準備給付金申請却下決定通知書」に、「進学準備給付金に」を「進学・就職準備給付金に」に改める。

第 46 号様式の 2 中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第 46 号様式の 3 中「進学準備給付金費用等徴収金決定通知書」を「進学・就職準備給付金費用等徴収金決定通知書」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金費を」を「進学・就職準備給付金費を」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行 期 日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 号様式裏面、第 4 号様式裏面及び第 6 号様式裏面の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

##### ( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市道路監視員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第13号

横浜市道路監視員設置規則の一部を改正する規則

横浜市道路監視員設置規則（昭和40年8月横浜市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「命免」を「任免」に改め、同条中「の各号」を削り、「命免する」を「任免する」に改め、同条第1号中「事務職員及び技術職員」を「職員」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「道路局又は土木事務所の」を削り、同号を同条第2号とする。

第3条第2号中「者または」を「者又は」に、「注意または是正勧告」を「是正指導」に改め、同条第3号中「注意または是正勧告」を「是正指導」に改める。

別記様式表面中「職名」を「氏名」に改め、同様式裏面を次のように改める。

裏 面

横浜市道路監視員設置規則（抜粋）

（職務）

第3条 道路監視員は、道路監理員の命を受けて、次の各号に掲げる事務を行なう。

- (1) 随時道路を巡視して道路の不法占用物件を調査すること。
- (2) 道路を不法占用しようとする者又は不法占有をしている者に対し、口頭による是正指導をすること。
- (3) 不正な占用工事及び道路工事を施行している者に対し、口頭による是正指導をすること。
- (4) その他道路監理員の事務を補助すること。

（身分証明書の携帯）

第5条 道路監視員は、第3条に規定する事務を行なう場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市道路監視員設置規則別記様式による証票は、この規則による改正後の横浜市道路監視員設置規則別記様式による証票とみなす。

告示

横浜市告示第 74 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

| 指定年月日           | 名称                | 所在地                 |
|-----------------|-------------------|---------------------|
| 令和 6 年 8 月 18 日 | よごう歯科クリニック        | 港北区綱島東一丁目 6 番 10 号  |
| 令和 6 年 12 月 5 日 | ベルディーナクリニック       | 港北区高田西三丁目 1 番 13 号  |
| 令和 7 年 1 月 1 日  | イムノファーマシー分店       | 鶴見区市場富士見町 11 番 17 号 |
| 同               | ソルジェンテ整形外科クリニック   | 鶴見区鶴見中央四丁目 1 番 3 号  |
| 同               | のげ町歯科室            | 中区野毛町 3 丁目 13 番地    |
| 同               | このはな薬局            | 中区不老町 3 丁目 14 番地の 2 |
| 同               | 川崎整形外科            | 南区井土ヶ谷下町 21 番地      |
| 同               | 通町薬局              | 南区通町 4 丁目 84 番地     |
| 同               | 訪問薬局横浜さくら         | 南区別所一丁目 2 番 5 号     |
| 同               | 岡村デンタルクリニック       | 旭区今宿一丁目 27 番 3 号    |
| 同               | L O M C L I N I C | 磯子区洋光台六丁目 20 番 1 号  |
| 同               | 神奈川リウマチクリニック      | 港北区新横浜二丁目 4 番地の 17  |
| 同               | ウグイス薬局            | 港北区新羽町 2,079 番地     |
| 同               | たまプラーザめぐみ薬局       | 青葉区美しが丘二丁目 17 番地の 2 |
| 同               | 0 歳からのこどもクリニック    | 戸塚区戸塚町 4,211 番地     |
| 令和 7 年 2 月 1 日  | つどい薬局矢向店          | 鶴見区矢向四丁目 33 番 8 号   |

|   |                   |                       |
|---|-------------------|-----------------------|
| 同 | 大口駅前泌尿器科・皮膚科クリニック | 神奈川県神奈川区神之木町 1 番 32 号 |
| 同 | そうごう薬局大口駅前店       | 神奈川県神奈川区神之木町 1 番 32 号 |
| 同 | オルト歯科             | 神奈川県新子安一丁目 2 番 4 号    |
| 同 | 新横浜薬局             | 港北区新横浜二丁目 4 番地の 17    |
| 同 | スギ薬局在宅調剤センター横浜港北店 | 港北区日吉本町三丁目 24 番 51 号  |
| 同 | あざみ野 L 岡見歯科       | 青葉区美しが丘五丁目 13 番地の 8   |
| 同 | サカエ薬局こどもの国店       | 青葉区奈良一丁目 3 番地の 3      |
| 同 | ドラッグセイムス戸塚汲沢薬局    | 戸塚区汲沢八丁目 10 番 1 号     |
| 同 | クリエイト薬局戸塚矢部町店     | 戸塚区矢部町 445 番地         |

2 指定訪問看護事業者

| 指定年月日           | 事業者の名称         | 主たる事務所の所在地             | 訪問看護ステーション等の名称         | 訪問看護ステーション等の所在地     |
|-----------------|----------------|------------------------|------------------------|---------------------|
| 令和 6 年 10 月 1 日 | 医療法人社団ユニメディコ   | 泉区領家三丁目 2 番地の 4        | 訪問看護リハビリステーション輪        | 青葉区千草台 25 番地の 11    |
| 令和 7 年 1 月 1 日  | D a v R u 株式会社 | 厚木市飯山 1,121 番地の 2      | ぜろひゃく横浜訪問看護リハビリステーション  | 中区大平町 20 番地         |
| 同               | 株式会社 O         | 東京都文京区湯島 4 丁目 6 番 11 号 | 横浜訪問看護ステーション新横浜        | 港北区新横浜三丁目 16 番地の 10 |
| 同               | エフイラグループ株式会社   | 港北区新横浜二丁目 6 番地の 13     | アポロ訪問看護ステーション          | 港北区新横浜二丁目 17 番地の 11 |
| 令和 7 年 3 月 1 日  | 合同会社 麻田企画      | 南区共進町 1 丁目 16 番地の 2    | Y O U K I よこはま訪問看護リハビリ | 南区井土ケ谷下町 37 番地の 9   |

横浜市告示第 75 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

| 指定年月日             | 氏名        | 名称                  | 所在地                   |
|-------------------|-----------|---------------------|-----------------------|
| 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 松 永 宏 信   | B - nap 鍼灸治療院       | 鶴見区豊岡町 24 番 24 号      |
| 同                 | 林 裕 次 郎   | きくな鍼灸マッサージ治療院       | 神奈川区西寺尾二丁目 24 番 2 号   |
| 同                 | 山 口 眞 子   | ひらいはりきゅう院 東神奈川院     | 神奈川区西神奈川一丁目 7 番地の 10  |
| 同                 | 同         | ひらい接骨院 東神奈川院        | 神奈川区西神奈川一丁目 7 番地の 10  |
| 同                 | 蓮 見 隆 宗   | こんぺいとう鍼灸マッサージ治療院    | 神奈川区反町 3 丁目 23 番地の 12 |
| 同                 | 千 葉 悠 樹   | 長者町ビオス鍼灸院           | 中区山吹町 1 番地の 7         |
| 同                 | 小 河 原 朱 理 | 長者町ビオス整骨院           | 中区山吹町 1 番地の 7         |
| 同                 | 峯 島 拓 海   | 同                   | 同                     |
| 同                 | 鈴 木 翔     | フレアス在宅マッサージ横浜磯子区施術所 | 磯子区岡村六丁目 1 番 19 号     |
| 同                 | 岡 部 敦 子   | わかばあんまマッサージ指圧治療院    | 金沢区六浦一丁目 1 番 14 号     |
| 同                 | 古 賀 繁     | 開設なし                | 青葉区しらとり台 12 番地の 12    |
| 同                 | 芹 澤 琴 音   | ふたば鍼灸マッサージ院         | 戸塚区品濃町 515 番地の 1      |
| 同                 | 高 村 奨     | 同                   | 同                     |
| 同                 | 佐 藤 陸     | 戸塚西口あおばはりきゅう院       | 戸塚区戸塚町 50 番地の 8       |

横浜市告示第 76 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

| 変更年月日             | 名称               | 所在地             |
|-------------------|------------------|-----------------|
| 令和 7 年<br>1 月 1 日 | (新)ユニスマイル薬局井土ヶ谷店 | 南区井土ヶ谷中町 156 番地 |
|                   | (旧)あけぼの薬局        |                 |

2 変更訪問看護事業者等

| 変更年月日               | 事業者の名称      | 主たる事務所の所在地         | 訪問看護ステーション等の名称           | 訪問看護ステーション等の所在地      |
|---------------------|-------------|--------------------|--------------------------|----------------------|
| 令和 6 年<br>11 月 1 日  | インキュベクス株式会社 | 港北区新横浜二丁目 2 番地の 15 | (新)訪問看護ステーションまるっとけあ新横浜   | 港北区新横浜二丁目 2 番地の 15   |
|                     |             |                    | (旧)けあくる訪問看護リハビリステーション新横浜 |                      |
| 令和 6 年<br>12 月 15 日 | 有限会社イカリ薬局   | 旭区中希望が丘 101 番地     | メディケア看護希望が丘              | (新)旭区中希望が丘 113 番地の 9 |
|                     |             |                    |                          | (旧)旭区中希望が丘 101 番地    |

横浜市告示第 77 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

| 変更年月日              | 氏名   | 名称                         | 所在地  |
|--------------------|------|----------------------------|--|
| 令和 6 年<br>7 月 1 日  | 杉山拓也 | (新) 大口ビオス整骨院               | (新) 神奈川区大口通 8 番地の 3                          |
|                    |      | (旧) 長者町ビオス整骨院              | (旧) 中区山吹町 1 番地の 7                            |
| 令和 7 年<br>1 月 1 日  | 滝浪悠志 | (新) こんぺいとう鍼灸マッサージ治療院       | (新) 神奈川区反町 3 丁目 23 番地の 12                    |
|                    |      | (旧) 開設なし                   | (旧) 神奈川区反町 1 丁目 6 番地の 12                     |
| 令和 7 年<br>2 月 1 日  | 渥見建太 | はり・きゅう・マッサージグッドライフサポート     | (新) 神奈川区大口通 2 番地の 1<br>(旧) 神奈川区七島町 106 番地の 7 |
|                    |      | (新) 美しが丘マッサージ院             | (新) 青葉区美しが丘二丁目 15 番地の 2                      |
| 同                  | 朝香大助 | (旧) 美しが丘鍼灸マッサージ院           | (旧) 青葉区美しが丘二丁目 21 番地の 2                      |
|                    |      | (新) ガーベラ鍼灸マッサージ治療院         | (新) 神奈川区七島町 113 番地                           |
| 令和 7 年<br>2 月 10 日 | 早川晶人 | (旧) 鍼灸マッサージ治療院 Z E A L 子安店 | (旧) 神奈川区子安通 1 丁目 5 番地の 1                     |

横浜市告示第 78 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

| 休止年月日          | 名称     | 所在地                |
|----------------|--------|--------------------|
| 令和 7 年 1 月 1 日 | シールド薬局 | 鶴見区岸谷一丁目 23 番 10 号 |

横浜市告示第 79 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

| 廃止年月日            | 名称                    | 所在地                  |
|------------------|-----------------------|----------------------|
| 令和 6 年 1 月 31 日  | 中谷医院                  | 保土ヶ谷区川島町 1, 485 番地   |
| 令和 6 年 8 月 17 日  | よごう歯科クリニック            | 港北区綱島西二丁目 8 番 1 号    |
| 令和 6 年 11 月 30 日 | たんぽぽ薬局                | 瀬谷区三ツ境 21 番地         |
| 令和 6 年 12 月 1 日  | 横濱高島診療所               | 西区高島二丁目 14 番 11 号    |
| 令和 6 年 12 月 4 日  | ベルディーナクリニック           | 港北区高田西三丁目 1 番 13 号   |
| 令和 6 年 12 月 5 日  | かわのクリニック              | 港北区新羽町 1, 625 番地     |
| 令和 6 年 12 月 28 日 | オルト歯科                 | 神奈川区新子安一丁目 2 番 4 号   |
| 令和 6 年 12 月 30 日 | 瀬谷こどもクリニック            | 瀬谷区中央 1 番地の 10       |
| 令和 6 年 12 月 31 日 | イムノファーマシー分店           | 鶴見区市場富士見町 11 番 17 号  |
| 同                | 生麦ファミリークリニック          | 鶴見区岸谷一丁目 23 番 10 号   |
| 同                | ソルジェンテ整形外科クリニック       | 鶴見区鶴見中央四丁目 1 番 3 号   |
| 同                | あらた内科医院               | 鶴見区豊岡町 7 番 7 号       |
| 同                | 横浜はじめ病院               | 神奈川区大口通 130 番地       |
| 同                | 医療法人社団それいゆ三ツ沢皮膚科クリニック | 神奈川区三ツ沢下町 12 番 5 号   |
| 同                | 原産科婦人科クリニック           | 神奈川区六角橋一丁目 30 番 4 号  |
| 同                | のげ町歯科室                | 中区野毛町 3 丁目 13 番 8 番地 |
| 同                | このはな薬局                | 中区不老町 3 丁目 14 番地の 2  |
| 同                | 川崎整形外科                | 南区井土ヶ谷下町 21          |

|                 |                   | 3 番 地                  |
|-----------------|-------------------|------------------------|
| 同               | 高橋薬局弘明寺店          | 南区通町 4 丁目 84 番地        |
| 同               | 訪問薬局横浜さくら         | 南区宮元町 2 丁目 32 番地       |
| 同               | 岡村デンタルクリニック       | 旭区今宿一丁目 27 番 3 号       |
| 同               | L O M C L I N I C | 磯子区洋光台六丁目 20 番 1 号     |
| 同               | きみどり薬局            | 金沢区能見台通 7 番 22 号       |
| 同               | 神奈川リウマチクリニック      | 港北区新横浜二丁目 4 番地の 17     |
| 同               | ウグイス薬局            | 港北区新羽町 2,079 番地        |
| 同               | 大信薬局たまプラーザ店       | 青葉区美しが丘二丁目 17 番地の 2    |
| 同               | 0 歳からのこどもクリニック    | 戸塚区戸塚町 4,211 番地        |
| 令和 7 年 1 月 20 日 | 有限会社大村薬局          | 保土ヶ谷区岩間町 1 丁目 6 番地の 18 |
| 令和 7 年 1 月 31 日 | 駒岡歯科医院            | 鶴見区駒岡一丁目 28 番 1 号      |

横浜市告示第 80 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

| 廃止年月日           | 氏名   | 名称            | 所在地             |
|-----------------|------|---------------|-----------------|
| 令和 6 年 4 月 30 日 | 砂原裕樹 | 戸塚西口あおばはりきゅう院 | 戸塚区戸塚町 50 番地の 8 |
| 令和 7 年 2 月 1 日  | 横山哲也 | 長者町ビオス整骨院     | 中区山吹町 1 番地の 7   |

横浜市告示第 81 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

| 辞退年月日            | 名 称               | 所在地                 |
|------------------|-------------------|---------------------|
| 令和 6 年 10 月 31 日 | 昭和堂薬局             | 西区高島二丁目 16 番        |
| 令和 7 年 2 月 28 日  | 緑園都市耳鼻咽喉科<br>酒井医院 | 泉区緑園四丁目 1 番<br>地の 2 |

横浜市告示第 82 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

| 変更年月日              | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地          | 居宅介護事業所の名称                | 居宅介護事業所の所在地             |
|--------------------|---------------|---------------------|---------------------------|-------------------------|
| 平成 30 年<br>5 月 1 日 | 株式会社エール福祉協会   | 港北区小机町 893 番地       | (新)エール福祉協会                | 中区弥生町 2 丁目 15 番地の 1     |
|                    |               |                     | (旧)株式会社エール福祉協会 ケアサービス事業部  |                         |
| 令和 6 年<br>3 月 15 日 | セントケア 神奈川株式会社 | 中区太田町 4 丁目 55 番地    | セントケアあさひ                  | (新)旭区鶴ヶ峰本町一丁目 2 番 17 号  |
|                    |               |                     |                           | (旧)旭区さちが丘 99 番地の 1      |
| 令和 6 年<br>10 月 1 日 | 社会福祉法人横浜市福祉協会 | 西区桜木町 6 丁目 31 番地    | (新)横浜市福祉サービス協会 訪問介護 看護いそご | 磯子区東町 15 番 32 号         |
|                    |               |                     | (旧)横浜市福祉サービス協会 ヘルパーションいそご |                         |
| 令和 6 年<br>11 月 1 日 | 株式会社ケイストラッシュ  | 港北区新横浜二丁目 2 番地の 15  | (新)訪問介護ステーションま鶴           | 鶴見区梶山二丁目 8 番 23 号       |
|                    |               |                     | (旧)介護の王国 訪問介護ステーション梶山     |                         |
| 同                  | 社会福祉法人横浜市福祉協会 | 西区桜木町 6 丁目 31 番地    | 横浜市福祉サービス協会 訪問介護 看護 や     | (新)瀬谷区三ツ境 100 番地の 6     |
|                    |               |                     |                           | (旧)瀬谷区三ツ境 1 番地の 5       |
| 令和 6 年<br>12 月 1 日 | 株式会社フルライフ     | 南区山王町 3 丁目 24 番地の 8 | フルライフ 神奈川                 | (新)神奈川区反町 4 丁目 37 番地の 1 |

|  |  |  |  |                          |
|--|--|--|--|--------------------------|
|  |  |  |  | (旧) 神奈川県神奈川二丁目 11 番地の 18 |
|--|--|--|--|--------------------------|

2 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

| 変更年月日           | 事業者の名称       | 主たる事務所の所在地       | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地                                    |
|-----------------|--------------|------------------|------------|--|
| 令和 6 年 3 月 15 日 | セントケア神奈川株式会社 | 中区太田町 4 丁目 55 番地 | セントケアあさひ   | (新) 旭区鶴ヶ峰本町一丁目 2 番 17 号<br>(旧) 旭区さちが丘 99 番地の 1 |

3 居宅介護事業者（訪問看護）

| 変更年月日            | 事業者の名称       | 主たる事務所の所在地  | 居宅介護事業所の名称   | 居宅介護事業所の所在地             |
|------------------|--------------|---|--|-------------------------|
| 令和 6 年 11 月 1 日  | 株式会社ケイストラッシュ | 港北区新横浜二丁目 2 番地の 15                                    | (新) 訪問看護ステーションま鶴<br>つとけあ鶴見<br>(旧) 看護の王国訪問看護ステーション鶴見  | 鶴見区梶山二丁目 8 番 23 号       |
| 同                | インキュベクス株式会社  | 同   | (新) 訪問看護ステーションま鶴<br>つとけあ新横浜<br>(旧) けあくる訪問看護ステーション新横浜 | 港北区新横浜二丁目 2 番地の 15      |
| 令和 6 年 11 月 10 日 | エムズナイエン株式会社  | 東京都千代田区外神田 5 丁目 1 番 10 号                              | (新) 訪問看護ステーション Y U L I E R<br>(旧) まっち訪問看護ステーション      | 港南区港南台 4 丁目 1 番 1 号     |
| 令和 7 年 1 月 1 日   | 株式会社イリス      | (新) 港北区新横浜二丁目 6 番地の 13<br>(旧) 神奈川県神奈川区子安通 2 丁目 270 番地 | (新) マカロン訪問看護リハビリテーション新子安<br>(旧) イリス訪問看護ステーション        | 神奈川県神奈川区子安通 2 丁目 270 番地 |

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

| 変更年月日          | 事業者の名称     | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称      | 居宅介護事業所の所在地     |
|----------------|------------|------------|-----------------|-----------------|
| 令和 7 年 1 月 1 日 | 株式会社ユニスマイル | 東京都千代田区神田練 | (新) ユニスマイル薬局井土ヶ | 南区井土ヶ谷中町 156 番地 |

|  |  |                 |                     |  |
|--|--|-----------------|---------------------|--|
|  |  | 塀町 68 番地<br>の 1 | 谷店<br>(旧)あけぼの薬<br>局 |  |
|--|--|-----------------|---------------------|--|

5 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

| 変更年月日             | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地                         | 居宅介護事業所の名称                           | 居宅介護事業所の所在地  |
|-------------------|---------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 令和 6 年<br>3 月 1 日 | 株式会社八<br>神製作所 | 名古屋市中<br>区千代田 2<br>丁目 16 番 30<br>号 | 株式会社八神<br>製作所ヤガミ<br>ホームヘルス<br>センター横浜 | (新)港北区新横<br>浜三丁目 18 番<br>地の 20<br>(旧)神奈川区西<br>神奈川一丁目<br>11 番地の 3 |

6 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

| 変更年月日             | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地                         | 居宅介護事業所の名称                           | 居宅介護事業所の所在地  |
|-------------------|---------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 令和 6 年<br>3 月 1 日 | 株式会社八<br>神製作所 | 名古屋市中<br>区千代田 2<br>丁目 16 番 30<br>号 | 株式会社八神<br>製作所ヤガミ<br>ホームヘルス<br>センター横浜 | (新)港北区新横<br>浜三丁目 18 番<br>地の 20<br>(旧)神奈川区西<br>神奈川一丁目<br>11 番地の 3 |

7 居宅介護事業者（夜間対応型訪問介護）

| 変更年月日              | 事業者の名称                        | 主たる事務所の所在地              | 居宅介護事業所の名称  | 居宅介護事業所の所在地        |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------|---|--------------------|
| 令和 6 年<br>10 月 1 日 | 社会福祉法<br>人横浜市福<br>祉サービス<br>協会 | 西区桜木町<br>6 丁目 31 番<br>地 | (新)横浜市福祉<br>サービス協会<br>訪問介護<br>いそご<br>(旧)横浜市福祉<br>サービス<br>ヘルパー<br>ションい<br>そご | 磯子区東町 15<br>番 32 号 |

8 居宅介護支援事業者

| 変更年月日              | 事業者の名称              | 主たる事務所の所在地        | 居宅介護支援事業所の名称  | 居宅介護支援事業所の所在地             |
|--------------------|---------------------|-------------------|---|---------------------------|
| 平成 30 年<br>5 月 1 日 | 株式会社エ<br>ール福祉協<br>会 | 港北区小机<br>町 893 番地 | (新)エール福祉<br>協会<br>(旧)株式会社エ<br>ール福祉協会<br>ケアサービス<br>事業部 | 中区弥生町 2<br>丁目 15 番地の<br>1 |

9 介護予防事業者（介護予防訪問入浴介護）

| 変更年月日  | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 |
|--------|--------|------------|------------|-------------|
| 令和 6 年 | セントケア  | 中区太田町      | セントケアあ     | (新)旭区鶴ヶ峰    |

|          |         |            |    |  |
|----------|---------|------------|----|--|
| 3 月 15 日 | 神奈川株式会社 | 4 丁目 55 番地 | さひ | 本町一丁目 2 番 17 号<br>(旧) 旭区 さちが丘 99 番地の 1 |
|----------|---------|------------|----|--|

10 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

| 変更年月日            | 事業者の名称            | 主たる事務所の所在地               | 介護予防事業所の名称                 | 介護予防事業所の所在地         |
|------------------|-------------------|--------------------------|----------------------------|---------------------|
| 令和 6 年 11 月 1 日  | 株式会社 ケイ ス ラ ッ シ ュ | 港北区新横浜二丁目 2 番地の 15       | (新) 訪問看護ステーション ま鶴見         | 鶴見区梶山二丁目 8 番 23 号   |
|                  |                   |                          | (旧) 看護の王国 訪問看護ステーション 鶴見    |                     |
| 同                | インキュベクス株式会社       | 同                        | (新) 訪問看護ステーション ま鶴見         | 港北区新横浜二丁目 2 番地の 15  |
|                  |                   |                          | (旧) けあくる訪問看護リハビリテーション 新横浜  |                     |
| 令和 6 年 11 月 10 日 | エムズナイン株式会社        | 東京都千代田区外神田 5 丁目 1 番 10 号 | (新) 訪問看護ステーション Y U L I E R | 港南区港南台 4 丁目 1 番 1 号 |
|                  |                   |                          | (旧) まっち訪問看護ステーション          |                     |
| 令和 7 年 1 月 1 日   | 株式会社 イリス          | (新) 港北区新横浜二丁目 6 番地の 13   | (新) マカロン訪問看護リハビリテーション 新子安  | 神奈川区子安通 2 丁目 270 番地 |
|                  |                   | (旧) 神奈川区子安通 2 丁目 270 番地  | (旧) イリス訪問看護ステーション          |                     |

11 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

| 変更年月日          | 事業者の名称      | 主たる事務所の所在地            | 介護予防事業所の名称         | 介護予防事業所の所在地     |
|----------------|-------------|-----------------------|--------------------|-----------------|
| 令和 7 年 1 月 1 日 | 株式会社 ユニスマイル | 東京都千代田区神田練堀町 68 番地の 1 | (新) ユニスマイル薬局 井土ヶ谷店 | 南区井土ヶ谷中町 156 番地 |
|                |             |                       | (旧) あげぼの薬局         |                 |

12 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

| 変更年月日  | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 |
|--------|--------|------------|------------|-------------|
| 令和 6 年 | 株式会社 八 | 名古屋市中      | 株式会社 八神    | (新) 港北区新横   |

|         |      |                           |                              |   |
|---------|------|---------------------------|------------------------------|---|
| 3 月 1 日 | 神製作所 | 区千代田 2<br>丁目 16 番 30<br>号 | 製作所 ヤガミ<br>ホームヘルス<br>センター 横浜 | 浜三丁目 18 番<br>地の 20<br>(旧) 神奈川区西<br>神奈川一丁目<br>11 番地の 3 |
|---------|------|---------------------------|------------------------------|---|

13 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

| 変更年月日             | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地                         | 介護予防事業所の名称                             | 介護予防事業所の所在地  |
|-------------------|---------------|------------------------------------|--|--|
| 令和 6 年<br>3 月 1 日 | 株式会社八<br>神製作所 | 名古屋市中<br>区千代田 2<br>丁目 16 番 30<br>号 | 株式会社八神<br>製作所 ヤガミ<br>ホームヘルス<br>センター 横浜 | (新) 港北区新横<br>浜三丁目 18 番<br>地の 20<br>(旧) 神奈川区西<br>神奈川一丁目<br>11 番地の 3 |

14 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

| 変更年月日              | 事業者の名称              | 主たる事務所の所在地                 | 介護予防・日常生活支援総合事業所の名称                                     | 介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地  |
|--------------------|---------------------|----------------------------|---|---|
| 平成 30 年<br>5 月 1 日 | 株式会社エ<br>ール福祉協<br>会 | 港北区小机<br>町 893 番地          | (新) エール福祉<br>協会<br>(旧) 株式会社エ<br>ール福祉協会<br>ケアサービス<br>事業部 | 中区弥生町 2<br>丁目 15 番地の<br>1   |
| 令和 6 年<br>12 月 1 日 | 株式会社フ<br>ルライフ       | 南区山王町<br>3 丁目 24 番<br>地の 8 | フルライフ神<br>奈川  | (新) 神奈川区反<br>町 4 丁目 37 番<br>地の 1<br>(旧) 神奈川区神<br>奈川二丁目 11<br>番地の 18 |

横浜市告示第 83 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

| 廃止年月日           | 事業者の名称       | 主たる事務所の所在地            | 居宅介護事業所の名称       | 居宅介護事業所の所在地      |
|-----------------|--------------|-----------------------|------------------|------------------|
| 令和 7 年 1 月 31 日 | テルウェル東日本株式会社 | 東京都江東区深川 2 丁目 7 番 6 号 | テルウェル東日本二俣川介護センタ | 旭区二俣川 2 丁目 56 番地 |

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

| 廃止年月日           | 事業者の名称  | 主たる事務所の所在地           | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地        |
|-----------------|---------|----------------------|------------|--------------------|
| 令和 7 年 1 月 10 日 | 薬樹株式会社  | 大和市西鶴間 1 丁目 9 番 18 号 | 薬樹薬局青葉台    | 青葉区青葉台一丁目 14 番地の 1 |
| 令和 7 年 1 月 17 日 | 株式会社ひかり | 神奈川区菅田町 433 番地の 2    | ひかり薬局本郷台店  | 栄区桂町 296 番地の 2     |

3 居宅介護事業者（通所介護）

| 廃止年月日           | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地         | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地        |
|-----------------|-----------|--------------------|------------|--------------------|
| 令和 7 年 1 月 31 日 | 社会福祉法人誠幸会 | 泉区上飯田町 2,083 番地の 1 | 泉の郷        | 泉区上飯田町 2,083 番地の 1 |

4 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

| 廃止年月日           | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地         | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地        |
|-----------------|-----------|--------------------|------------|--------------------|
| 令和 7 年 1 月 31 日 | 社会福祉法人誠幸会 | 泉区上飯田町 2,083 番地の 1 | 泉の郷        | 泉区上飯田町 2,083 番地の 1 |

5 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

| 廃止年月日           | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地          | 居宅介護事業所の名称        | 居宅介護事業所の所在地          |
|-----------------|-----------|---------------------|-------------------|----------------------|
| 令和 7 年 1 月 31 日 | 医療法人社団裕正会 | 青葉区あざみ野二丁目 9 番地の 11 | グループホーム ウェルケア Sun | 港北区新吉田東八丁目 20 番 33 号 |
| 同               | 同         | 同                   | グループホーム ウェルケア     | 港北区新吉田東八丁目 31 番 13 号 |
| 同               | 同         | 同                   | グループホーム           | 港北区新羽町               |

|  |  |  |              |          |
|--|--|--|--------------|----------|
|  |  |  | ムウエルケア<br>新羽 | 2,153 番地 |
|--|--|--|--------------|----------|

6 居宅介護支援事業者

| 廃止年月日           | 事業者の名称       | 主たる事務所の所在地            | 居宅介護支援事業所の名称        | 居宅介護支援事業所の所在地    |
|-----------------|--------------|-----------------------|---------------------|------------------|
| 令和 7 年 1 月 31 日 | テルウエル東日本株式会社 | 東京都江東区深川 2 丁目 7 番 6 号 | テルウエル東日本二俣川ケンアプラセンタ | 旭区二俣川 2 丁目 56 番地 |

7 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

| 廃止年月日           | 事業者の名称  | 主たる事務所の所在地           | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地          |
|-----------------|---------|----------------------|------------|----------------------|
| 令和 7 年 1 月 10 日 | 薬樹株式会社  | 大和市西鶴間 1 丁目 9 番 18 号 | 薬樹薬局青葉台    | 青葉区青葉台 1 丁目 14 番地の 1 |
| 令和 7 年 1 月 17 日 | 株式会社ひかり | 神奈川区菅田町 433 番地の 2    | ひかり薬局本郷台店  | 栄区桂町 296 番地の 2       |

8 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

| 廃止年月日           | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地         | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地        |
|-----------------|-----------|--------------------|------------|--------------------|
| 令和 7 年 1 月 31 日 | 社会福祉法人誠幸会 | 泉区上飯田町 2,083 番地の 1 | 泉の郷        | 泉区上飯田町 2,083 番地の 1 |

9 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

| 廃止年月日           | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地          | 介護予防事業所の名称        | 介護予防事業所の所在地          |
|-----------------|-----------|---------------------|-------------------|----------------------|
| 令和 7 年 1 月 31 日 | 医療法人社団裕正会 | 青葉区あざみ野二丁目 9 番地の 11 | グループホームムウエルケア Sun | 港北区新吉田東八丁目 20 番 33 号 |
| 同               | 同         | 同                   | グループホームムウエルケア新羽   | 港北区新羽町 2,153 番地      |

横浜市告示第 84 号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

居宅介護支援事業者

| 再開年月日          | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地          | 居宅介護支援事業所の名称 | 居宅介護支援事業所の所在地 |
|----------------|-----------|---------------------|--------------|---------------|
| 令和 7 年 2 月 1 日 | 株式会社フルライフ | 南区山王町 3 丁目 24 番地の 8 | フルライフ関内      | 中区山下町 22 番地   |

横浜市告示第 85 号

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

| 事業者の名称                | 事業所の名称 | 事業所の所在地                | 指定年月日              | サービスの種類                                     |
|-----------------------|--------|------------------------|--------------------|---|
| HITOW<br>A ケアサービス株式会社 | イリーゼ戸塚 | 中区根岸旭<br>台 26 番地の<br>1 | 令和 6 年<br>12 月 1 日 | 特定施設入居<br>者生活介護、<br>介護予防特定<br>施設入居者生<br>活介護 |

横浜市告示第 86 号

横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画近郊緑地特別保全地区  
円海山近郊緑地特別保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

磯子区氷取沢町及び金沢区釜利谷町地内

横浜市告示第 87 号

道路の占用を制限する区域の指定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間横浜市道路局道路部管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 路線名及び占用を制限する区域

(1) 一般国道

| 路線名 | 区 域  |
|-----|--|
| 1 号 | 戸塚区柏尾町 436 番の 5 地先から<br>同 区同 町 170 番の 7 地先まで   |
| 1 号 | 戸塚区戸塚町 4,098 番の 1 地先から<br>同 区汲沢町 160 番の 2 地先まで |

(2) 県道

| 路線名    | 区 域  |
|--------|--|
| 大田神奈川  | 鶴見区駒岡五丁目 2,218 番の 1 地先から<br>同 区駒岡三丁目 399 番の 5 地先まで     |
| 大田神奈川  | 鶴見区馬場七丁目 1,462 番の 1 地先から<br>神奈川区西寺尾一丁目 1,061 番の 4 地先まで |
| 川崎町田   | 鶴見区矢向四丁目 414 番の 3 地先から<br>同 区江ヶ崎町 396 番の 2 地先まで        |
| 川崎町田   | 鶴見区上末吉五丁目 68 番の 1 地先から<br>港北区樽町二丁目 706 番の 3 地先まで       |
| 弥生台桜木町 | 南区南太田一丁目 120 番の 1 地先から<br>同 区南太田二丁目 139 番の 2 地先まで      |
| 横浜伊勢原  | 港南区下永谷六丁目 1,922 番の 1 地先から<br>戸塚区矢部町 3 番の 1 地先まで        |
| 横浜厚木   | 旭区さちが丘 151 番の 54 地先から<br>同 区同 131 番の 11 地先まで           |
| 横浜厚木   | 旭区鶴ヶ峰本町一丁目 1,162 番の 9 地先から<br>瀬谷区橋戸三丁目 62 番の 16 地先まで   |
| 東京丸子横浜 | 港北区菊名六丁目 174 番の 1 地先から<br>神奈川区浦島丘 4 番の 2 地先まで          |
| 横浜生田   | 港北区新吉田町 3,109 番地先から<br>青葉区荏田町 430 番の 11 地先まで           |
| 川崎町田   | 港北区新羽町 1,704 番の 1 地先から<br>都筑区折本町 246 番の 1 地先まで         |
| 子母口綱島  | 港北区高田東四丁目 1,020 番の 2 地先から<br>同 区綱島東一丁目 874 番の 3 地先まで   |
| 横浜生田   | 港北区小机町 3,311 番の 3 地先から<br>同 区新羽町 2,146 番の 1 地先まで       |

|         |  |
|---------|--|
| 横浜生田    | 港北区鳥山町 938 番の 5 地先から<br>同区小机町 2,063 番の 5 地先まで        |
| 真光寺長津田  | 緑区長津田六丁目 1,425 番の 1 地先から<br>同区長津田五丁目 1,527 番の 1 地先まで |
| 青砥上星川   | 緑区青砥町 138 番の 1 地先から<br>保土ヶ谷区西谷一丁目 735 番の 1 地先まで      |
| 横浜上麻生   | 青葉区鉄町 1,486 番の 1 地先から<br>同区同町 61 番の 2 地先まで           |
| 横浜生田    | 青葉区荏田町 301 番の 1 地先から<br>同区新石川一丁目 17 番の 9 地先まで        |
| 横浜生田    | 青葉区元石川町 7,512 番の 7 地先から<br>同区美しが丘西一丁目 23 番の 34 地先まで  |
| 横浜上麻生   | 都筑区池辺町 3,939 番の 2 地先から<br>青葉区市ヶ尾町 718 番の 11 地先まで     |
| 丸子中山茅ヶ崎 | 都筑区勝田町 1,228 番の 1 地先から<br>同区仲町台五丁目 2 番の 7 地先まで       |
| 横浜伊勢原   | 戸塚区戸塚町 6,001 番の 5 地先から<br>同区同町 4,825 番の 6 地先まで       |
| 大船停車場矢部 | 栄区飯島町 1,398 番の 160 地先から<br>戸塚区吉田町 3,001 番の 3 地先まで    |
| 阿久和鎌倉   | 泉区和泉中央南二丁目 4,042 番の 1 地先から<br>戸塚区深谷町 215 番の 1 地先まで   |
| 弥生台桜木町  | 泉区弥生台 75 番の 4 地先から<br>同区新橋町 128 番の 1 地先まで            |
| 瀬谷柏尾    | 瀬谷区中央 5 番の 41 地先から<br>戸塚区柏尾町 444 番の 1 地先まで           |

(3) 市道

| 路線名         | 区   | 域 |
|-------------|---|---|
| 汐入豊岡線       | 鶴見区鶴見中央四丁目 33 番の 10 地先から<br>同区汐入町 2 丁目 37 番の 1 地先まで   |   |
| 小野末広線       | 鶴見区小野町 36 番の 2 地先から<br>同区末広町 1 丁目 8 番の 4 地先まで         |   |
| 鶴見駅三ツ沢線     | 鶴見区豊岡町 296 番の 2 地先から<br>神奈川区松見町 3 丁目 540 番の 1 地先まで    |   |
| 下末吉第 348 号線 | 鶴見区豊岡町 382 番の 3 地先から<br>同区同町 215 番の 4 地先まで            |   |
| 北寺尾第 168 号線 | 鶴見区馬場七丁目 84 番の 38 地先から<br>同区同 1,460 番の 5 地先まで         |   |
| 浦島第 80 号線   | 神奈川区子安通 2 丁目 234 番地先から<br>同区同 283 番の 1 地先まで           |   |
| 浦島第 82 号線   | 神奈川区守屋町 3 丁目 13 番の 2 地先から<br>同区子安通 3 丁目 343 番の 1 地先まで |   |
| 大口第 708 号線  | 神奈川区子安通 2 丁目 259 番地先から<br>同区子安通 3 丁目 287 番地先まで        |   |
| 六角橋第 394 号線 | 神奈川区立町 6 番の 3 地先から<br>同区鶴屋町 3 丁目 29 番の 15 地先まで        |   |

|              |   |
|--------------|---|
| 子安守屋町線       | 神奈川区新子安一丁目 27 番の 4 地先から<br>同 区守屋町 3 丁目 14 番の 9 地先まで       |
| 青木浅間線        | 神奈川区鶴屋町 3 丁目 33 番の 21 地先から<br>西区浅間町 1 丁目 4 番の 6 地先まで      |
| 鶴見駅三ツ沢線      | 神奈川区片倉三丁目 191 番の 9 地先から<br>同 区片倉一丁目 842 番の 9 地先まで         |
| 横浜駅根岸線       | 西区中央一丁目 183 番地先から<br>中区根岸町 3 丁目 141 番の 3 地先まで             |
| 藤棚伊勢佐木線      | 西区浜松町 68 番地先から<br>中区曙町 4 丁目 58 番の 2 地先まで                  |
| 関内本牧線        | 中区尾上町 3 丁目 46 番の 1 地先から<br>同 区尾上町 1 丁目 2 番地先まで            |
| 関内本牧線        | 中区山下町 258 番の 4 地先から<br>同 区同 町 276 番の 2 地先まで               |
| 桜木東戸塚線       | 中区日ノ出町 1 丁目 3 番地先から<br>同 区初音町 3 丁目 63 番の 1 地先まで           |
| 阪東橋浦船線       | 中区弥生町 4 丁目 44 番の 2 地先から<br>同 区曙町 5 丁目 64 番の 2 地先まで        |
| 山下町第 132 号線  | 中区元町 5 丁目 191 番の 1 地先から<br>同 区山下町 20 番の 1 地先まで            |
| 保土ヶ谷第 565 号線 | 南区宮元町 1 丁目 22 番の 6 地先から<br>同 区南太田二丁目 122 番の 1 地先まで        |
| 上大岡第 39 号線   | 南区別所一丁目 33 番の 6 地先から<br>同 区同 26 番の 1 地先まで                 |
| 港南台第 244 号線  | 港南区港南台九丁目 32 番の 3 地先から<br>同 区港南台八丁目 2 番の 33 地先まで          |
| 平戸第 486 号線   | 港南区下永谷一丁目 207 番の 5 地先から<br>南区別所二丁目 154 番の 4 地先まで          |
| 横浜藤沢線        | 港南区丸山台一丁目 5 番の 5 地先から<br>同 区丸山台二丁目 36 番の 6 地先まで           |
| 横浜逗子線        | 港南区上大岡西三丁目 630 番の 12 地先から<br>金沢区釜利谷東四丁目 741 番の 1 地先まで     |
| 上大岡第 119 号線  | 港南区最戸二丁目 109 番の 2 地先から<br>南区別所一丁目 115 番の 2 地先まで           |
| 上大岡第 41 号線   | 港南区最戸一丁目 85 番地先から<br>同 区同 78 番の 2 地先まで                    |
| 上星川第 476 号線  | 保土ヶ谷区星川三丁目 118 番の 1 地先から<br>同 区同 364 番の 1 地先まで            |
| 花見台保土ヶ谷公園通   | 保土ヶ谷区星川三丁目 119 番の 1 地先から<br>同 区花見台 13 番の 1 地先まで           |
| 三ツ沢第 42 号線   | 保土ヶ谷区常盤台 40 番の 5 地先から<br>同 区同 140 番の 1 地先まで               |
| 三ツ沢第 85 号線   | 保土ヶ谷区峰岡町 3 丁目 402 番の 2 地先から<br>同 区同 町 2 丁目 338 番の 16 地先まで |
| 三ツ沢第 152 号線  | 保土ヶ谷区和田二丁目 9 番の 1 地先から<br>同 区峰岡町 2 丁目 337 番の 6 地先まで       |

|                  |  |
|------------------|--|
| 三ツ沢<br>第 214 号線  | 保土ヶ谷区峰岡町 2 丁目 335 番の 4 地先から<br>同 区同 331 番の 6 地先まで  |
| 三ツ沢<br>第 222 号線  | 保土ヶ谷区星川三丁目 463 番の 1 地先から<br>同 区同 446 番の 8 地先まで     |
| 三ツ沢<br>第 232 号線  | 保土ヶ谷区和田一丁目 35 番の 2 地先から<br>同 区星川三丁目 452 番の 10 地先まで |
| 常盤台和田<br>町線      | 保土ヶ谷区常盤台 54 番の 2 地先から<br>同 区和田二丁目 177 番の 1 地先まで    |
| 保土ヶ谷宮<br>元線      | 保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町 2 番の 1 地先から<br>南区通町 1 丁目 6 番の 6 地先まで    |
| 今井<br>第 26 号線    | 旭区市沢町 870 番の 26 地先から<br>同 区同 町 648 番の 1 地先まで       |
| 今井<br>第 37 号線    | 旭区市沢町 885 番の 35 地先から<br>同 区同 町 946 番の 29 地先まで      |
| 今井<br>第 87 号線    | 旭区左近山 503 番の 4 地先から<br>同 区同 448 番の 3 地先まで          |
| 川島町<br>第 353 号線  | 旭区市沢町 870 番の 27 地先から<br>同 区同 町 885 番の 26 地先まで      |
| 四季美台<br>第 359 号線 | 旭区さちが丘 48 番の 8 地先から<br>同 区同 50 番の 19 地先まで          |
| 四季美台<br>第 367 号線 | 旭区さちが丘 50 番の 8 地先から<br>同 区同 136 番の 26 地先まで         |
| 四季美台<br>第 367 号線 | 旭区さちが丘 128 番の 28 地先から<br>同 区善部町 96 番の 10 地先まで      |
| 四季美台<br>第 406 号線 | 旭区南本宿町 26 番の 1 地先から<br>同 区左近山 448 番の 4 地先まで        |
| 四季美台<br>第 432 号線 | 旭区さちが丘 135 番の 7 地先から<br>同 区同 137 番の 21 地先まで        |
| 川島岩間線            | 旭区市沢町 644 番の 1 地先から<br>保土ヶ谷区花見台 16 番の 1 地先まで       |
| 保土ヶ谷二<br>俣川線     | 旭区南本宿町 30 番の 1 地先から<br>同 区同 町 41 番の 1 地先まで         |
| 柴町<br>第 156 号線   | 金沢区福浦三丁目 12 番地先から<br>同 区福浦二丁目 4 番の 17 地先まで         |
| 柴町<br>第 158 号線   | 金沢区福浦三丁目 22 番地先から<br>同 区福浦二丁目 8 番の 15 地先まで         |
| 柴町<br>第 159 号線   | 金沢区福浦三丁目 9 番の 1 地先から<br>同 区福浦二丁目 14 番の 20 地先まで     |
| 柴町<br>第 160 号線   | 金沢区福浦三丁目 7 番地先から<br>同 区同 4 番地先まで                   |
| 泥亀釜利谷<br>線       | 金沢区谷津町 352 番の 1 地先から<br>同 区釜利谷東六丁目 739 番の 3 地先まで   |
| 小机<br>第 355 号    | 港北区鳥山町 491 番地先から<br>神奈川区片倉五丁目 164 番の 2 地先まで        |
| 新羽<br>第 276 号線   | 港北区新羽町 1,945 番の 6 地先から<br>同 区同 町 2,154 番の 1 地先まで   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 北八朔南部<br>第 333 号線 | 緑区青砥町 1,130 番の 3 地先から<br>都筑区川和町 1,402 番の 1 地先まで   |
| 長津田<br>第 309 号線   | 緑区長津田六丁目 1,520 番の 4 地先から<br>同区同 233 番の 5 地先まで     |
| 東本郷<br>第 339 号線   | 緑区鴨居五丁目 1,074 番の 1 地先から<br>同区白山二丁目 434 番の 2 地先まで  |
| 山下長津田<br>線        | 緑区中山四丁目 109 番の 1 地先から<br>同区いぶき野 1 番の 1 地先まで       |
| 美しが丘<br>第 162 号線  | 青葉区美しが丘二丁目 25 番の 1 地先から<br>同区新石川二丁目 15 番の 12 地先まで |
| 美しが丘西<br>第 296 号線 | 青葉区すすき野一丁目 1 番の 4 地先から<br>同区大場町 705 番の 3 地先まで     |
| 美しが丘西<br>第 345 号線 | 青葉区すすき野一丁目 1 番の 4 地先から<br>同区鉄町 2,201 番の 5 地先まで    |
| 荏田北部<br>第 157 号線  | 青葉区荏田町 423 番の 3 地先から<br>同区同町 428 番の 1 地先まで        |
| 新石川<br>第 56 号線    | 青葉区元石川町 3,541 番の 5 地先から<br>青葉区あざみ野四丁目 3 番の 1 地先まで |
| 新石川<br>第 311 号線   | 青葉区新石川一丁目 5 番の 1 地先から<br>同区同 18 番の 6 地先まで         |
| 奈良<br>第 21 号線     | 青葉区奈良町 1,843 番の 1 地先から<br>同区同町 1,963 番の 3 地先まで    |
| 奈良<br>第 68 号線     | 青葉区奈良五丁目 113 番地先から<br>同区奈良一丁目 18 番の 11 地先まで       |
| 奈良<br>第 142 号線    | 青葉区奈良三丁目 2 番の 1 地先から<br>同区奈良町一丁目 11 番の 6 地先まで     |
| 奈良<br>第 165 号線    | 青葉区奈良町 1,080 番の 1 地先から<br>同区同町 1,082 番の 1 地先まで    |
| 奈良<br>第 172 号線    | 青葉区すみよし台 28 番の 28 地先から<br>同区同 35 番の 2 地先まで        |
| 緑山<br>第 1 号線      | 青葉区緑山 2,300 番の 25 地先から<br>同区同同 番の 3 地先まで          |
| 黒須田<br>第 133 号線   | 青葉区大場町 705 番の 3 地先から<br>同区元石川町 3,720 番の 29 地先まで   |
| 黒須田<br>第 224 号線   | 青葉区鉄町 1,938 番地先から<br>同区同町 1,424 番の 10 地先まで        |
| 黒須田<br>第 226 号線   | 青葉区鉄町 2,101 番の 4 地先から<br>同区同町 2,103 番の 7 地先まで     |
| 黒須田<br>第 325 号線   | 青葉区鉄町 2,202 番の 1 地先から<br>同区同町 2,075 番の 1 地先まで     |
| 市ヶ尾<br>第 86 号線    | 青葉区下谷本町 48 番の 15 地先から<br>同区同町 33 番の 5 地先まで        |
| 市ヶ尾<br>第 87 号線    | 青葉区下谷本町 49 番の 5 地先から<br>同区同町 50 番の 30 地先まで        |
| 市ヶ尾<br>第 134 号線   | 青葉区下谷本町 48 番の 7 地先から<br>同区同町 51 番の 8 地先まで         |

|                  |   |
|------------------|---|
| 市ケ尾<br>第 145 号線  | 青葉区市ケ尾町 22 番の 2 地先から<br>同 区同 町 20 番の 3 地先まで             |
| 市ケ尾<br>第 190 号線  | 青葉区下谷本町 32 番の 6 地先から<br>同 区同 町 33 番の 19 地先まで            |
| 市ケ尾<br>第 194 号線  | 青葉区下谷本町 32 番の 22 地先から<br>同 区市ケ尾町 22 番の 1 地先まで           |
| 長津田奈良<br>線       | 青葉区奈良町 1,953 番の 4 地先から<br>同 区同 町 1,843 番の 63 地先まで       |
| 鉄鴨志田線            | 青葉区鴨志田町 87 番の 1 地先から<br>同 区すみよし台 37 番の 1 地先まで           |
| 奈良西八朔<br>線       | 青葉区奈良町 832 番地先から<br>同 区すみよし台 29 番の 2 地先まで               |
| 鴨居上飯田<br>線       | 都筑区佐江戸町 600 番の 1 地先から<br>緑区鴨居四丁目 1,182 番の 5 地先まで        |
| 中山北山田<br>線       | 都筑区牛久保二丁目 1 番の 1 地先から<br>同 区川和町 1,236 番の 10 地先まで        |
| 川和<br>第 199 号線   | 都筑区池辺町 2,617 番の 1 地先から<br>同 区同 町 3,975 番の 1 地先まで        |
| 川和<br>第 339 号線   | 都筑区佐江戸町 508 番の 4 地先から<br>同 区同 町 700 番地先まで               |
| 川和<br>第 363 号線   | 都筑区池辺町 4,293 番の 1 地先から<br>同 区同 町 3,757 番の 2 地先まで        |
| 中川<br>第 348 号線   | 都筑区勝田町 1,194 番の 1 地先から<br>同 区東山田町 901 番の 1 地先まで         |
| 飯島<br>第 112 号線   | 栄区飯島町 1,431 番の 1 地先から<br>同 区本郷台三丁目 2,835 番の 52 地先まで     |
| 飯島<br>第 121 号線   | 栄区飯島町 2,483 番の 1 地先から<br>同 区本郷台三丁目 2,545 番の 38 地先まで     |
| 飯島<br>第 191 号線   | 栄区本郷台二丁目 2,582 番の 3 地先から<br>同 区小菅ケ谷一丁目 2,000 番の 12 地先まで |
| 港南台<br>第 297 号線  | 栄区上郷町 543 番の 1 地先から<br>同 区同 町 692 番の 3 地先まで             |
| 小菅ケ谷<br>第 514 号線 | 栄区小菅ケ谷一丁目 2,000 番の 12 地先から<br>同 区同 1,684 番の 3 地先まで      |
| 桂町戸塚遠<br>藤線      | 栄区桂町 156 番の 1 地先から<br>同 区小菅ケ谷一丁目 1,684 番の 4 地先まで        |
| 上和田<br>第 9 号線    | 泉区和泉町 7,315 番の 9 地先から<br>瀬谷区阿久和西四丁目 4 番の 8 地先まで         |
| 権太坂和泉<br>線       | 泉区和泉町 5,997 番の 9 地先から<br>同 区同 町 4,896 番地先まで             |
| 希望が丘<br>第 480 号線 | 瀬谷区阿久和南一丁目 1 番の 5 地先から<br>旭区善部町 3 番の 3 地先まで             |
| 下瀬谷<br>第 519 号線  | 瀬谷区阿久和南二丁目 7 番の 1 地先から<br>同 区阿久和東四丁目 28 番の 20 地先まで      |
| 五貫目<br>第 33 号線   | 瀬谷区目黒町 6 番の 23 地先から<br>旭区上川井町 1,966 番の 2 地先まで           |

|                |   |
|----------------|---|
| 戸塚<br>第 559 号線 | 戸塚区戸塚町 6,003 番の 1 地先から<br>同 区矢部町 3,005 番の 6 地先まで  |
| 平戸<br>第 480 号線 | 戸塚区平戸町 168 番の 1 地先から<br>港南区下永谷一丁目 200 番の 1 地先まで   |
| 戸塚港南台<br>線     | 戸塚区上倉田町 769 番の 17 地先から<br>港南区港南台六丁目 37 番の 32 地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 4 月 1 日

横浜市告示第 88 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から 15 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

| 路線名              | 起<br>終             | 点<br>点                           |
|------------------|--------------------|----------------------------------|
| 東永谷<br>第 751 号線  | 港南区芹が谷一丁目<br>同 区 同 | 1,096 番の 1 地先<br>1,098 番の 11 地先  |
| 東永谷<br>第 752 号線  | 港南区芹が谷一丁目<br>同 区 同 | 1,290 番の 3 地先<br>1,270 番の 141 地先 |
| 東永谷<br>第 753 号線  | 港南区芹が谷一丁目<br>同 区 同 | 1,270 番の 26 地先<br>同 番の 111 地先    |
| 下川井<br>第 539 号線  | 旭区笹野台三丁目<br>同 区 同  | 201 番の 5 地先<br>206 番の 11 地先      |
| 下川井<br>第 540 号線  | 旭区笹野台三丁目<br>同 区 同  | 201 番の 10 地先<br>208 番の 20 地先     |
| 下川井<br>第 541 号線  | 旭区金が谷一丁目<br>同 区 同  | 829 番の 61 地先<br>同 番の 34 地先       |
| 希望が丘<br>第 545 号線 | 旭区善部町<br>同 区 同 町 同 | 133 番の 2 地先<br>同 番の 4 地先         |
| 希望が丘<br>第 546 号線 | 旭区善部町<br>同 区 同 町   | 137 番の 9 地先<br>135 番の 1 地先       |
| 俣野<br>第 367 号線   | 戸塚区原宿四丁目<br>同 区 同  | 64 番の 25 地先<br>同 番の 30 地先        |
| 飯島<br>第 473 号線   | 栄区本郷台三丁目<br>同 区 同  | 2,475 番地先<br>2,841 番の 2 地先       |
| 中田<br>第 668 号線   | 泉区中田北二丁目<br>同 区 同  | 2,107 番の 9 地先<br>2,105 番の 5 地先   |
| 中田<br>第 669 号線   | 泉区中田北二丁目<br>同 区 同  | 2,107 番の 8 地先<br>2,105 番の 10 地先  |

横浜市告示第 89 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から 15 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

| 路線名              | 起<br>終             | 点<br>点                       |
|------------------|--------------------|------------------------------|
| 柏尾<br>第 148 号線   | 港南区下永谷一丁目<br>同 区 同 | 392 番の 1 地先<br>384 番の 5 地先   |
| 希望が丘<br>第 433 号線 | 旭区善部町<br>同 区 同 町   | 137 番の 9 地先<br>135 番の 1 地先   |
| 希望が丘<br>第 445 号線 | 旭区善部町<br>同 区 同 町   | 132 番の 8 地先<br>134 番の 3 地先   |
| 希望が丘<br>第 446 号線 | 旭区善部町<br>同 区 同 町   | 133 番の 4 地先<br>132 番の 9 地先   |
| 菊名<br>第 171 号線   | 港北区篠原北一丁目<br>同 区 同 | 2,502 番の 16 地先<br>同 番の 17 地先 |
| 五貫目<br>第 65 号線   | 瀬谷区北町<br>同 区 同 町   | 26 番の 16 地先<br>同 番の 6 地先     |

横浜市告示第 90 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から 15 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和 7 年 3 月 14 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名              | 区間  | 幅員                  | 延長     |
|------------------|---|---------------------|--------|
|                  |   | m                   | m      |
| 東永谷<br>第 751 号線  | 港南区芹が谷一丁目 1,096 番の 1 地先から<br>同 区同 1,098 番の 11 地先まで  | 6.57<br>ないし<br>6.77 | 15.86  |
| 東永谷<br>第 752 号線  | 港南区芹が谷一丁目 1,290 番の 3 地先から<br>同 区同 1,270 番の 141 地先まで | 4.50<br>ないし<br>6.60 | 221.08 |
| 東永谷<br>第 753 号線  | 港南区芹が谷一丁目 1,270 番の 26 地先から<br>同 区同 同 番の 111 地先まで    | 4.51<br>ないし<br>4.56 | 89.70  |
| 下川井<br>第 539 号線  | 旭区笹野台三丁目 201 番の 5 地先から<br>同 区同 206 番の 11 地先まで       | 4.50<br>ないし<br>4.51 | 78.83  |
| 下川井<br>第 540 号線  | 旭区笹野台三丁目 201 番の 10 地先から<br>同 区同 208 番の 20 地先まで      | 4.47<br>ないし<br>4.50 | 19.92  |
| 下川井<br>第 541 号線  | 旭区金が谷一丁目 829 番の 61 地先から<br>同 区同 同 番の 34 地先まで        | 4.51<br>ないし<br>5.51 | 108.91 |
| 希望が丘<br>第 545 号線 | 旭区善部町 133 番の 2 地先から<br>同 区同 町同 番の 4 地先まで            | 5.45<br>ないし<br>6.32 | 33.63  |
| 俣野<br>第 367 号線   | 戸塚区原宿四丁目 64 番の 25 地先から<br>同 区同 同 番の 30 地先まで         | 5.50                | 59.62  |
| 飯島<br>第 473 号線   | 栄区本郷台三丁目 2,475 番地先から<br>同 区同 2,841 番の 2 地先まで        | 1.99<br>ないし<br>2.03 | 64.64  |
| 中田<br>第 668 号線   | 泉区中田北二丁目 2,107 番の 9 地先から<br>同 区同 2,105 番の 5 地先まで    | 4.50<br>ないし<br>4.51 | 31.56  |

|                |  |                     |       |
|----------------|--|---------------------|-------|
| 中田<br>第 669 号線 | 泉区中田北二丁目 2,107 番の 8 地先から<br>同区同 2,105 番の 10 地先まで | 4.50<br>ないし<br>4.51 | 33.25 |
|----------------|--|---------------------|-------|

横浜市告示第 91 号

市道区域の決定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から 15 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定の期日

令和 7 年 3 月 14 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名              | 区間   | 幅員                       | 延長         |
|------------------|--|--------------------------|------------|
| 希望が丘<br>第 546 号線 | 旭区善部町 137 番の 9 地先から<br>同区同 町 135 番の 1 地先まで | 0.84<br>ないし<br>1.14<br>m | 43.97<br>m |

横浜市告示第 92 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から 15 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 7 年 3 月 14 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名             | 旧・新の別 | 区 間  | 幅 員                 | 延 長   |
|-----------------|-------|--|---------------------|-------|
| 北寺尾<br>第 23 号線  | 旧     | 鶴見区上の宮一丁目 35 番の 4 地先から<br>同 区馬場七丁目 1, 297 番の 13 地先まで | 8.07<br>ないし<br>8.17 | 78.58 |
|                 | 新     | 同  | 8.50                | 同     |
| 北寺尾<br>第 500 号線 | 旧     | 鶴見区北寺尾六丁目 848 番の 14 地先から<br>同 区同 849 番の 2 地先まで       | 4.70<br>ないし<br>5.51 | 6.98  |
|                 | 新     | 同  | 5.51                | 同     |
| 若葉台<br>第 213 号線 | 旧     | 旭区上川井町 2, 273 番地先から<br>同区同 町 715 番の 8 地先まで           | 2.77<br>ないし<br>2.80 | 30.02 |
|                 | 新     | 同  | 3.63<br>ないし<br>3.65 | 同     |
| 若葉台<br>第 218 号線 | 旧     | 旭区上川井町 718 番の 2 地先から<br>同区同 町 715 番の 4 地先まで          | 2.88<br>ないし<br>3.13 | 27.52 |
|                 | 新     | 同  | 3.70<br>ないし<br>4.50 | 同     |
|                 | 旧     | 旭区川井宿町 30 番の 13 地先から<br>同区同 町 32 番の 17 地先まで          | 4.60                | 16.20 |
|                 | 新     | 同  | 同                   | 同     |

|                  |   |  |                     |       |
|------------------|---|--|---------------------|-------|
| 川井<br>第 90 号線    | 旧 | 旭区川井宿町 32 番の 19 地先から<br>同区都岡町 122 番の 2 地先まで      | 5.55<br>ないし<br>9.25 | 19.30 |
|                  | 新 | 同  | 同                   | 同     |
| 川井<br>第 92 号線    | 旧 | 旭区川井宿町 29 番の 7 地先から<br>同区都岡町 113 番の 12 地先まで      | 6.80<br>ないし<br>7.90 | 78.95 |
|                  | 新 | 同  | 6.40<br>ないし<br>8.85 | 同     |
| 川井<br>第 160 号線   | 旧 | 旭区川井宿町 30 番の 10 地先から<br>同区都岡町 112 番の 16 地先まで     | 4.50                | 2.25  |
|                  | 新 | 同  | 4.50<br>ないし<br>5.10 | 3.80  |
| 下川井<br>第 302 号線  | 旧 | 旭区笹野台四丁目 56 番の 1 地先から<br>同区金が谷一丁目 829 番の 64 地先まで | 2.51<br>ないし<br>4.20 | 62.39 |
|                  | 新 | 同  | 4.51<br>ないし<br>5.10 | 同     |
| 四季美台<br>第 264 号線 | 旧 | 旭区二俣川 1 丁目 33 番の 3 地先から<br>同区同 39 番の 10 地先まで     | 2.01<br>ないし<br>2.28 | 33.64 |
|                  | 新 | 同  | 3.25<br>ないし<br>3.38 | 同     |
| 川島町<br>第 222 号線  | 旧 | 旭区市沢町 175 番の 1 地先から<br>同区同 町 154 番の 15 地先まで      | 3.83<br>ないし<br>3.85 | 46.52 |
|                  | 新 | 旭区市沢町 175 番の 3 地先から<br>同区同 町 154 番の 15 地先まで      | 4.52<br>ないし<br>6.02 | 45.13 |
| 川島町<br>第 223 号線  | 旧 | 旭区市沢町 174 番の 6 地先から<br>同区同 町 175 番の 3 地先まで       | 2.88<br>ないし<br>2.94 | 16.48 |
|                  | 新 | 同  | 4.31<br>ないし<br>5.52 | 同     |
| 川島町<br>第 294 号線  | 旧 | 旭区市沢町 267 番の 1 地先から<br>同区同 町 266 番の 1 地先まで       | 1.92<br>ないし<br>2.21 | 49.52 |
|                  | 新 | 同  | 3.22<br>ないし         | 同     |

|                  |   |  |                      |       |
|------------------|---|--|----------------------|-------|
|                  |   |  | 5.43                 |       |
| 川島町<br>第 295 号線  | 旧 | 旭区市沢町 270 番の 17 地先から<br>同区同 町 267 番の 5 地先まで        | 1.83<br>ないし<br>2.01  | 48.13 |
|                  | 新 | 同  | 3.19<br>ないし<br>3.59  | 同     |
| 希望が丘<br>第 438 号線 | 旧 | 旭区善部町 133 番の 2 地先から<br>同区同 町 134 番の 3 地先まで         | 2.98<br>ないし<br>3.02  | 7.87  |
|                  | 新 | 同  | 4.51<br>ないし<br>4.56  | 同     |
| 希望が丘<br>第 444 号線 | 旧 | 旭区善部町 135 番の 2 地先から<br>同区同 町 136 番の 7 地先まで         | 1.10<br>ないし<br>1.13  | 30.95 |
|                  | 新 | 同  | 2.73<br>ないし<br>2.78  | 同     |
| 下田<br>第 121 号線   | 旧 | 港北区下田町二丁目 935 番の 7 地先から<br>同 区同 922 番の 1 地先まで      | 3.66<br>ないし<br>3.91  | 21.61 |
|                  | 新 | 同  | 4.09<br>ないし<br>4.25  | 同     |
| 菊名<br>第 263 号線   | 旧 | 港北区篠原町 1,475 番の 21 地先から<br>同 区同 町 2,823 番の 1 地先まで  | 2.77<br>ないし<br>2.82  | 21.27 |
|                  | 新 | 同  | 4.50                 | 同     |
| 鴨居<br>第 84 号線    | 旧 | 緑区鴨居一丁目 1,408 番の 3 地先から<br>同区同 1,409 番の 5 地先まで     | 1.85<br>ないし<br>1.86  | 4.14  |
|                  | 新 | 緑区鴨居一丁目 1,408 番の 1 地先から<br>同区同 1,409 番の 5 地先まで     | 同                    | 2.01  |
| 鴨居<br>第 85 号線    | 旧 | 緑区鴨居四丁目 1,189 番の 1 地先から<br>同区同 1,323 番の 1 地先まで     | 3.71                 | 4.15  |
|                  | 新 | 同  | 同                    | 2.23  |
|                  | 旧 | 緑区鴨居四丁目 1,189 番の 1 地先から<br>同区鴨居一丁目 1,411 番の 3 地先まで | 8.55<br>ないし<br>10.69 | 18.03 |
|                  | 新 | 同  | 10.24<br>ないし         | 同     |

|                   |   |  |                      |       |
|-------------------|---|--|----------------------|-------|
| 鴨居<br>第 88 号線     |   |  | 10.69                |       |
|                   | 旧 | 緑区鴨居四丁目 1,189 番の 1 地先から<br>同区鴨居一丁目 1,407 番の 1 地先まで | 7.44<br>ないし<br>8.76  | 44.17 |
|                   | 新 | 同  | 9.44<br>ないし<br>11.68 | 同     |
|                   | 旧 | 緑区鴨居四丁目 1,344 番の 1 地先から<br>同区鴨居一丁目 89 番の 2 地先まで    | 7.08<br>ないし<br>8.28  | 6.84  |
|                   | 新 | 同  | 9.09<br>ないし<br>9.73  | 同     |
| 汲沢<br>第 228 号線    | 旧 | 戸塚区戸塚町 4,456 番の 27 地先から<br>同 区同 町 4,477 番の 2 地先まで  | 1.90<br>ないし<br>3.25  | 84.80 |
|                   | 新 | 同  | 5.50<br>ないし<br>7.03  | 同     |
| 俣野<br>第 327 号線    | 旧 | 戸塚区原宿四丁目 64 番の 30 地先から<br>同 区深谷町 76 番の 10 地先まで     | 3.54<br>ないし<br>4.51  | 58.96 |
|                   | 新 | 同  | 4.51<br>ないし<br>4.57  | 同     |
| 深谷<br>第 60 号線     | 旧 | 戸塚区汲沢町 1,041 番の 6 地先から<br>同 区同 町 1,045 番の 17 地先まで  | 3.44<br>ないし<br>6.30  | 34.94 |
|                   | 新 | 同  | 4.52<br>ないし<br>6.62  | 同     |
| 深谷<br>第 161 号線    | 旧 | 戸塚区戸塚町 2,289 番の 1 地先から<br>同 区同 町 2,539 番の 1 地先まで   | 2.81<br>ないし<br>3.10  | 48.47 |
|                   | 新 | 同  | 2.81<br>ないし<br>3.72  | 同     |
| 深谷<br>第 244 号線    | 旧 | 戸塚区戸塚町 2,535 番の 3 地先から<br>同 区同 町 2,531 番の 1 地先まで   | 1.48<br>ないし<br>1.70  | 45.82 |
|                   | 新 | 戸塚区戸塚町 2,535 番の 1 地先から<br>同 区同 町 2,531 番の 1 地先まで   | 2.98<br>ないし<br>3.10  | 45.01 |
| 東希望が丘<br>第 224 号線 | 旧 | 泉区池の谷 3,957 番の 2 地先から<br>旭区善部町 132 番の 8 地先まで       | 3.79<br>ないし<br>15.30 | 43.19 |
|                   | 新 | 同  | 4.64<br>ないし          | 同     |

|                |   |   |                      |       |
|----------------|---|---|----------------------|-------|
|                |   |   | 15.86                |       |
| 上和田<br>第41号線   | 旧 | 泉区上飯田町 3,608 番の20地先から<br>同区同 町 3,606 番の 1 地先まで  | 3.02<br>ないし<br>16.03 | 55.29 |
|                | 新 | 同   | 5.71<br>ないし<br>19.26 | 同     |
| 中田<br>第20号線    | 旧 | 泉区中田北二丁目 2,107 番の 9 地先から<br>同区同 2,058 番の 1 地先まで | 2.76<br>ないし<br>2.93  | 24.48 |
|                | 新 | 同   | 3.38<br>ないし<br>3.46  | 同     |
| 目黒<br>第26号線    | 旧 | 瀬谷区北町21番の 1 地先から<br>同 区同町26番の 9 地先まで            | 6.00<br>ないし<br>8.26  | 3.60  |
|                | 新 | 同   | 6.50<br>ないし<br>8.26  | 同     |
| 深見<br>第43号線    | 旧 | 瀬谷区中屋敷一丁目 8 番の 1 地先から<br>同 区同 9 番の 1 地先まで       | 2.79<br>ないし<br>3.19  | 33.64 |
|                | 新 | 同   | 4.50                 | 同     |
| 深見<br>第 208 号線 | 旧 | 瀬谷区本郷三丁目 3 番の15地先から<br>同 区同 4 番の34地先まで          | 3.66<br>ないし<br>3.70  | 9.80  |
|                | 新 | 同   | 4.52                 | 同     |
| 瀬谷<br>第79号線    | 旧 | 瀬谷区瀬谷三丁目 8 番の 7 地先から<br>同 区同 6 番の11地先まで         | 2.36<br>ないし<br>2.55  | 21.96 |
|                | 新 | 同   | 3.21<br>ないし<br>4.00  | 同     |
| 瀬谷<br>第 476 号線 | 旧 | 瀬谷区宮沢二丁目43番の25地先から<br>同 区同 59番の 4 地先まで          | 2.80<br>ないし<br>2.93  | 21.39 |
|                | 新 | 同   | 4.50<br>ないし<br>5.13  | 同     |

横浜市告示第 93 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から 15 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 7 年 3 月 14 日

2 路線名及び道路の区域

| 路線名            | 旧・新の別 | 区間                     | 幅員                       | 延長         |
|----------------|-------|------------------------|--------------------------|------------|
| 北寺尾<br>第 32 号線 | 旧     | 鶴見区北寺尾七丁目 526 番の 28 地先 | m<br>5.49<br>ないし<br>5.56 | m<br>22.57 |
|                | 新     | 同                      | 4.54                     | 同          |

横浜市告示第 94 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

第 4 項第 1 号アの表中

「

|            |              |    |       |         |
|------------|--------------|----|-------|---------|
| 南本牧ふ頭 1 号線 | 中区南本牧<br>牧ふ頭 | 南本 | 1,157 | 28 ~ 30 |
| 同 5 号線     | 同            |    | 780   | 21      |

」

を

「

|            |              |    |       |         |
|------------|--------------|----|-------|---------|
| 南本牧ふ頭 1 号線 | 中区南本牧<br>牧ふ頭 | 南本 | 1,157 | 28 ~ 30 |
| 同 3 号線     | 同            |    | 291   | 16      |
| 同 5 号線     | 同            |    | 780   | 21      |

」

に改め、同号イの表中

「

|            |              |    |     |    |
|------------|--------------|----|-----|----|
| 南本牧ふ頭 2 号線 | 中区南本牧<br>牧ふ頭 | 南本 | 391 | 40 |
| 同 3 号線     | 同            |    | 291 | 16 |
| 同 4 号線     | 同            |    | 209 | 31 |

」

を

「

|            |              |    |     |    |
|------------|--------------|----|-----|----|
| 南本牧ふ頭 2 号線 | 中区南本牧<br>牧ふ頭 | 南本 | 391 | 40 |
| 同 4 号線     | 同            |    | 209 | 31 |

」

に改める。

第 11 項の表中

「

|           |       |         |
|-----------|-------|---------|
| 南本牧ふ頭 I   | 中区南本牧 | 103,206 |
| 南本牧ふ頭関連地区 | 同     | 630,451 |

」

を

「

|           |       |         |
|-----------|-------|---------|
| 南本牧ふ頭 I   | 中区南本牧 | 107,862 |
| 南本牧ふ頭関連地区 | 同     | 625,991 |

」

に改める。

---

公 告

---

横浜市公告第 130 号（令和 7 年 3 月 5 日 掲 示 済）

山田都市計画事業柳沢北浜地区土地区画整理事業の施行  
に係る清算金の徴収又は交付に係る通知の内容の掲示  
山田都市計画事業柳沢北浜地区土地区画整理事業の施行に係る土  
地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 110 条第 1 項の規定に基  
づく清算金の徴収又は交付に係る通知のうち、その受領を拒まれた  
ものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 被通知者の氏名及び住所  
佐 藤 拓 哉  
神奈川県栗田谷 39 番 26 - 105 号
- 2 掲示場所  
岩手県下閉伊郡山田町山田第 2 地割 101 番地にある掲示板
- 3 掲示期間  
令和 7 年 3 月 4 日から令和 7 年 3 月 14 日まで

横浜市公告第 131 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クイーンズスクエア横浜

西区みなとみらい二丁目 3 番 1 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所株式会社

代表執行役 中島 篤

東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号

ほか 4 者

(3) 変更した事項

| 変更した事項  | 変更前   | 変更後  |
|---|---|--|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | エル・エル・ビーン<br>・インターナショナル<br>日本支社社長<br>青木久仁子<br>東京都武蔵野市吉祥寺南町 1 丁目 16 番 3 号<br>ほか 56 者 | エル・エル・ビーン<br>・インターナショナル<br>日本支社社長<br>能登雅文<br>東京都武蔵野市吉祥寺南町 1 丁目 16 番 3 号<br>ほか 47 者 |

(4) 変更の年月日

令和 4 年 9 月 5 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 7 年 2 月 20 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 132 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク横浜ベイサイド  
金沢区白帆 2 番地の 2 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井不動産株式会社  
代表取締役 植田 俊  
東京都中央区日本橋室町 2 丁目 1 番 1 号

(3) 変更した事項

| 変更した事項  | 変更前   | 変更後   |
|---|---|---|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社グループセブジャパン<br>代表取締役<br>アンドリュー・ブ<br>バラ<br>東京都港区南青山 1<br>丁目 1 番 1 号<br>ほか 120 者 | 株式会社グループセブジャパン<br>代表取締役<br>ジュリアン・メジ<br>ャー<br>東京都港区南青山 1<br>丁目 1 番 1 号<br>ほか 122 者 |

(4) 変更の年月日

令和 6 年 11 月 15 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 7 年 2 月 26 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 133 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと横浜

都筑区池辺町 4,035 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更した事項

| 変更した事項  | 変更前  | 変更後   |
|---|--|---|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社 C A P I T A<br>代表取締役<br>安達 哲也<br>東京都渋谷区神泉町<br>9 番 1 号<br>ほか 155 者 | 株式会社 C A P I T A<br>代表取締役<br>菊池 正俊<br>東京都豊島区巢鴨 1<br>丁目 11 番 1 号<br>ほか 156 者 |

(4) 変更の年月日

令和 6 年 11 月 20 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 7 年 2 月 26 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 134 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 廃 止 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 廃 止 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地  
株 式 会 社 家 具 の 大 正 堂 綱 島 店  
港 北 区 綱 島 東 一 丁 目 5 番 6 号
- 2 大 規 模 小 売 店 舗 を 廃 止 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名  
株 式 会 社 家 具 の 大 正 堂  
代 表 取 締 役 渋 谷 金 隆  
東 京 都 町 田 市 小 川 6 丁 目 6 番 1 号
- 3 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 廃 止 前 の 店 舗 面 積 の 合 計  
3,551 m<sup>2</sup>
- 4 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 廃 止 後 の 店 舗 面 積 の 合 計  
0 m<sup>2</sup>
- 5 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 店 舗 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 と な る 日  
平 成 15 年 9 月 30 日
- 6 変 更 す る 理 由  
小 売 店 舗 の 閉 店 の た め
- 7 届 出 年 月 日  
令 和 7 年 2 月 26 日

横 浜 市 公 告 第 135 号

簡 易 給 水 水 道 等 指 定 検 査 機 関 の 指 定 の 辞 退

横 浜 市 簡 易 給 水 水 道 及 び 小 規 模 受 水 槽 水 道 に お け る 安 全 で 衛 生 的 な 飲 料 水 の 確 保 に 関 す る 条 例 ( 平 成 3 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 56 号 ) 第 10 条 及 び 第 16 条 に 規 定 す る 市 長 の 指 定 す る 者 か ら 次 の と お り 指 定 辞 退 の 届 出 が あ っ た。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 辞 退 年 月 日        | 名 称                             | 所 在 地                        |
|------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 令 和 7 年 3 月 31 日 | 一 般 財 団 法 人 日 本 環 境 衛 生 セ ン タ ー | 川 崎 市 川 崎 区 四 谷 上 町 10 番 6 号 |

横 浜 市 公 告 第 136 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 79 号 ) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、  
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課  
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 公 園 の 名 称           | 位 置                        | 区 域         | 面 積                | 主 な 公 園 施 設             | 供 用 開 始 の 期 日    |
|---------------------|----------------------------|-------------|--------------------|-------------------------|------------------|
| 上 の 宮 一 丁 目 第 二 公 園 | 鶴 見 区 上 の 宮 一 丁 目 35 番 の 4 | 別 図 の と お り | 618 m <sup>2</sup> | ベ ン チ 、 水 飲 み 、 複 合 遊 具 | 令 和 7 年 3 月 14 日 |

別 図 ( 省 略 )

横浜市公告第 137 号

農用地利用集積計画の策定

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、当該農用地利用集積計画を次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市北部農政事務所

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市南部農政事務所

2 縦覧期間

令和 7 年 3 月 14 日から当該農用地利用集積計画に定められた利用権存続期間又は残存期間満了の日まで備え置くこととする。

3 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

横 浜 市 公 告 第 138 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 ( 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
戸 塚 区 上 矢 部 町 字 大 ノ 下 585 番 の 1 及 び 606 番 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 139 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定  
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

1 形質変更時要届出区域の所在地

瀬谷区瀬谷町 5,646 番、 5,654 番、 7,611 番、 7,613 番の 2、  
7,614 番、 7,624 番、 7,625 番、 7,627 番、 7,628 番、 7,648 番  
、 7,649 番の 1、 7,656 番の 1、 7,657 番、 7,658 番、 7,659 番  
、 7,662 番、 7,663 番、 7,665 番の 2 及び 7,666 番の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

横浜市公告第 140 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 施行者の名称  
国土交通大臣
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・3・27号国道1号線
- 3 事業施行期間  
令和 2 年 4 月 16 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
西区中央一丁目、中央二丁目及び浜松町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課

横 浜 市 公 告 第 141 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 横 浜 興 和 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 142 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 富 岡 第 7 期 分 譲 地 ( 第 4 次 ) 住 宅 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意  
思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 143 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 5 年 5 月 26 日 第 2023 開 1103 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
都筑区茅ヶ崎南二丁目 23 番 14 号  
デックス株式会社  
代表取締役 高山裕司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
港北区小机町 1,093 番の 20、1,093 番の 23、1,093 番の 24 及び  
1,093 番の 26 の各一部、1,094 番の 3、1,110 番の 4 の一部、1,  
110 番の 13、1,110 番の 14、1,110 番の 16、1,110 番の 17、1,11  
0 番の 19、1,110 番の 21、1,110 番の 23、1,110 番の 26、1,110  
番の 29、1,110 番の 31 から 1,110 番の 38 まで並びに 1,110 番の 40

横 浜 市 公 告 第 144 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 7 月 20 日 第 2023 開 202 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 西 神 奈 川 二 丁 目 9 番 地 の 12  
ツ ク ミ エ ス テ ー ト 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 西 寺 尾 四 丁 目 1,881 番 の 17 、 1,881 番 の 29 、 1,881 番  
の 30 の 一 部 及 び 1,881 番 の 31

横浜市公告第 145 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。  
令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 5 年 7 月 31 日 第 2023 開 1002 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西区高島一丁目 2 番 8 号  
京浜急行電鉄株式会社  
取締役社長 川 俣 幸 宏  
西区高島一丁目 2 番 8 号  
京急不動産株式会社  
代表取締役 田 中 利 充  
西区北幸二丁目 9 番 14 号  
相鉄不動産株式会社  
取締役社長 鈴 木 正 宗  
東京都港区芝 2 丁目 31 番 19 号  
総合地所株式会社  
代表取締役社長 梅 津 英 司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
金沢区並木三丁目 1 番の 1 及び 1 番の 3

横 浜 市 公 告 第 146 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 11 月 2 日 第 2023 開 607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 6 番 1 号  
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社 南 関 東 支 社  
執 行 役 員 支 社 長 小 島 由 光
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 上 永 谷 三 丁 目 5,267 番 の 1 、 5,267 番 の 26 の 一 部 、 5,26  
7 番 の 27 の 一 部 、 5,267 番 の 35 か ら 5,267 番 の 37 ま で 及 び 5,267  
番 の 39 か ら 5,267 番 の 47 ま で

横 浜 市 公 告 第 147 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 9 月 13 日 第 2024 開 1307 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
名 古 屋 市 中 区 栄 4 丁 目 1 番 1 号  
株 式 会 社 ネ ク ス テ ー ジ  
代 表 取 締 役 広 田 靖 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 原 宿 五 丁 目 990 番 の 1 、 990 番 の 2 及 び 990 番 の 6

横浜市公告第 148 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 1 ・ 5 号
- 2 指定年月日  
令和 7 年 2 月 26 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
15.57 m
- 5 指定の場所  
鶴見区馬場三丁目 565 番の 12
- 6 申請者の氏名  
協栄ハウジング株式会社  
代表取締役 難波三郎

横浜市公告第 149 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 4 ・ 4 号
- 2 指定年月日  
令和 7 年 3 月 5 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
5.00 m
- 5 指定の場所  
中区西竹之丸 96 番の 56
- 6 申請者の氏名  
株式会社太田不動産  
代表取締役 伊藤 健

横浜市公告第 150 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 41・64 号
- 2 廃止年月日  
令和 7 年 2 月 25 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
39.00 m
- 5 廃止の場所  
中区本牧満坂 187 番の 94 地先から 187 番の 149 地先まで

横浜市公告第 151 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 41・76 号
- 2 廃止年月日  
令和 7 年 2 月 21 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.60 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
42.70 m
- 5 廃止の場所  
南区六ツ川二丁目 33 番の 5 地先から 35 番の 1 地先まで

横浜市公告第 152 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 39・11 号
- 2 廃止年月日  
令和 7 年 2 月 27 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
28.30 m
- 5 廃止の場所  
港北区高田西三丁目 1,793 番の 3 地先から 1,796 番の 14 地先まで

横 浜 市 公 告 第 153 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 7 年 2 月 26 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

16.99 m

5 廃 止 の 場 所

磯 子 区 杉 田 三 丁 目 1,094 番 の 1 、 1,094 番 の 6 及 び 1,094 番 の  
7 の 各 一 部

---

達

---

達 第 1 号

庁 中 一 般

横 浜 市 郵 送 請 求 事 務 セ ン タ ー 規 程 の 一 部 改 正

横 浜 市 郵 送 請 求 事 務 セ ン タ ー 規 程 ( 平 成 26 年 1 月 達 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 第 2 号 中 「、 個 人 事 項 証 明 書 及 び 一 部 事 項 証 明 書 」 を 「 及 び 個 人 事 項 証 明 書 」 に 改 め 、 「 。 ) 」 の 次 に 「 並 び に 戸 籍 の 一 部 事 項 証 明 書 の 交 付 の 請 求 ( 郵 便 等 に よ る も の 等 に 限 る 。 ) 」 を 加 え 、 同 条 第 4 号 中 「 も の 等 」 の 次 に 「 又 は 電 子 申 請 に よ る も の 」 を 加 え 、 同 条 第 5 号 中 「、 個 人 事 項 証 明 書 及 び 」 を 「 及 び 個 人 事 項 証 明 書 の 交 付 の 請 求 ( 郵 便 等 に よ る も の 等 又 は 電 子 申 請 に よ る も の に 限 る 。 ) 並 び に 除 か れ た 戸 籍 の 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 令 和 7 年 3 月 21 日 か ら 施 行 す る 。

区 告 示

泉区告示第 1 号（令和 7 年 2 月 27 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、高砂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 27 日

横浜市泉区長 山 口 賢

| 変更した事項     | 変 更 前                           | 変 更 後                         |
|------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 登 石 順 二<br>泉区中田西四丁目 3<br>番 12 号 | 北 村 進<br>泉区中田西四丁目 14<br>番 8 号 |

保土ヶ谷区告示第 1 号（令和 7 年 2 月 28 日 掲 示 済）

避難指示の解除

令和 5 年 6 月 3 日に発令した避難指示については、次のとおり解除する。

令和 7 年 2 月 28 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

- 1 避難指示日時及び対象地域  
避難指示日時 令和 5 年 6 月 3 日 午前 7 時 15 分  
対象地域 保土ヶ谷区霞台の一部
- 2 避難指示を解除する日時  
令和 7 年 2 月 28 日 午前 9 時 00 分

金沢区告示第 2 号（令和 7 年 3 月 6 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、能見台通東町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 6 日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

| 変更した事項         | 変更前                         | 変更後（仮代表者）                 |
|----------------|-----------------------------|---------------------------|
| 代表者の氏名<br>及び住所 | 松原喜一郎<br>金沢区能見台通 6 番<br>5 号 | 今井郁夫<br>金沢区能見台通 23 番 25 号 |

---

区 公 告

---

港南区公告第 31 号（令和 7 年 2 月 25 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 7 年 2 月 25 日

横浜市港南区長 栗原敏也

| 自動車臨時運行<br>許可番号標番号      | 失効年月日          |
|-------------------------|----------------|
| 横<br>28 - 79<br>浜<br>横浜 | 令和 6 年 9 月 7 日 |

中 区 公 告 第 39 号 ( 令 和 7 年 3 月 4 日 掲 示 済 )

漂 流 物 の 引 渡 し

水 難 救 護 法 ( 明 治 32 年 法 律 第 95 号 ) 第 24 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き  
次 の と お り 漂 流 物 の 引 渡 し を 受 け た の で 、 所 有 者 に 引 き 渡 す 。

令 和 7 年 3 月 4 日

横 浜 市 中 区 長 小 林 英 二

- 1 拾 得 物 件  
和 船
- 2 拾 得 場 所  
本 牧 ふ 頭 B 突 堤 地 先 公 有 水 面
- 3 拾 得 年 月 日  
令 和 7 年 1 月 8 日
- 4 拾 得 者  
横 浜 市 長 山 中 竹 春

神奈川区区公告第 15 号

漂流物（沈没品）の引渡し

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき次のおり漂流物（沈没品）の引渡しを受けたので、所有者に引き渡す。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

- 1 拾得物件  
ブイ
- 2 拾得場所  
神奈川区恵比須町 7 番地の 3 付近海上
- 3 拾得年月日  
令和 7 年 2 月 11 日

---

## 消防局

---

中消防署公告第 3 号（令和 7 年 3 月 4 日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の措置を講ずることを命じた。

令和 7 年 3 月 4 日

横浜市中消防署長 田 邊 栄 久

- 1 防火対象物の所在地  
中区山田町 3 番地の 1
- 2 防火対象物の名称  
セブンスターマンション 関内
- 3 命令を受けた者の氏名  
セブンスターマンション 関内 管理組合  
理事長 田 邊 賢 一
- 4 措置事項  
令和 7 年 9 月 4 日までに、自動火災報知設備の受信機の撤去による不良は改修すること。
- 5 命令年月日  
令和 7 年 3 月 4 日

消 防 局 告 示 第 1 号

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 消 防 長 が  
指 定 す る 日 本 産 業 規 格 の 一 部 改 正

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 消 防 長 が 指 定 す る  
日 本 産 業 規 格 ( 平 成 4 年 6 月 消 防 局 告 示 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よ う  
に 改 正 し、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 消 防 局 長 平 中 隆

「 施 行 す る 」 の 次 に 「。 た だ し、 第 1 項 及 び 第 2 項 の 日 本 産 業 規  
格 に つ い て は、 令 和 7 年 4 月 1 日 に 現 に 存 す る 建 築 物 又 は 令 和 8 年  
3 月 31 日 ま で に そ の 工 事 に 着 手 す る 建 築 物 の 避 雷 設 備 に 限 る 」 を 加  
え、 第 2 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

3 J I S Z 9290 — 3 — 2019 ( 雷 保 護 )

消防局公告第 4 号

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市消防局長 平 中 隆

- 1 防火対象物の所在地  
緑区青砥町 494 番地の 5、6 及び 14
- 2 防火対象物の名称  
株式会社センスビー
- 3 命令を受けた者の氏名  
株式会社センスビー  
代表取締役 山本 茂 明
- 4 措置事項
  - (1) 令和 7 年 7 月 4 日までに、防火対象物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
  - (2) 令和 7 年 6 月 4 日までに、事務所棟及び第一工場部分に自動火災報知設備を技術上の基準に適合するよう設置すること。
- 5 命令年月日  
令和 7 年 3 月 4 日

消防局公告第 5 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 7 年 3 月 3 日懲戒処分に付した

。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市消防局長 平 中 隆

| 所 属     | 職 名  | 氏 名     | 処 分 の 内 容          |
|---------|------|---------|--------------------|
| 保土ヶ谷消防署 | 消防吏員 | 北湯口 竜 耶 | 停職 1 箇月            |
| 保土ヶ谷消防署 | 消防吏員 | 大 山 輝 士 | 減給 10 分の 1<br>3 箇月 |
| 泉消防署    | 消防吏員 | 畑 野 英 治 | 減給 10 分の 1<br>2 箇月 |

---

交通局

---

横浜市高速鉄道タッチ決済乗車取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 10 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 1 号（令和 7 年 3 月 10 日揭示済）

横浜市高速鉄道タッチ決済乗車取扱規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道タッチ決済乗車取扱規程（令和 6 年 11 月交通局規程第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「し乗車」を削り、「行なわなければならない。」の次に「また、施行規程第 9 条の規定にかかわらず、当該決済媒体に対し入場処理を行ってから出場処理を行うまでの間、旅客は列車に乗車することができる。」を加える。

第 14 条第 5 項中「普通旅客運賃は、」の次に「旅客が出場処理を受けた後、」を加え、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 午前 3 時から翌日午前 2 時 59 分までの間（以下、「1 日」という。）に、同一の決済媒体での都度利用による運賃の総額が施行規程第 24 条の 2 に定める大人 1 日旅客運賃（以下、「大人 1 日旅客運賃」という。）に相当する額を超えた場合、第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、当該 1 日の都度利用に適用する運賃は、大人 1 日旅客運賃に相当する額とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 12 日から施行する。

交通局告示第 4 号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成 24 年 3 月交通局告示第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 15 日から実施する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

1 普通系統の表 79 の部中、

「

|    |   |                  |                                |        |      |
|----|---|------------------|--------------------------------|--------|------|
| 79 | ア | 平和台折返場～日本大通り駅県庁前 | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、本庁 4 丁目     | 8.800  | 往路のみ |
|    | イ | 新県庁前～平和台折返場      | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、本庁 4 丁目     | 8.820  | 復路のみ |
|    | ウ | 平和台折返場～関内駅北口     | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、羽衣町         | 7.970  | 復路のみ |
|    | エ | 平和台折返場～平和台折返場    | 児童遊園地前、永田町、井土ヶ谷、蒔田中学校前、通町 1 丁目 | 10.280 | 一方循環 |
|    | オ | 平和台折返場～港町        | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、羽衣町         | 8.430  | 往路のみ |

」

を、

「

|    |   |                  |                                |        |              |
|----|---|------------------|--------------------------------|--------|--------------|
| 79 | ア | 平和台折返場～日本大通り駅県庁前 | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、本町 4 丁目     | 8.800  | 往路のみ         |
|    | イ | 平和台折返場～新県庁前      | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、本町 4 丁目     | 8.820  | 復路のみ         |
|    | ウ | 平和台折返場～関内駅北口     | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、羽衣町         | 7.970  | 復路のみ         |
|    | エ | 平和台折返場～平和台折返場    | 児童遊園地前、永田町、井土ヶ谷、蒔田中学校前、通町 1 丁目 | 10.280 | 一方循環         |
|    | オ | 平和台折返場～港町        | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、羽衣町         | 8.430  | 往路のみ         |
|    | カ | 平和台折返場～市大センター病院前 | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目、南区総合庁舎前     | 7.640  | 往路のみ<br>平日のみ |
|    | キ | 平和台折返場～南区総合庁舎前   | 児童遊園地前、永田町、通町 1 丁目             | 7.660  | 復路のみ<br>平日のみ |

に改め、同表 199 の部及びベイサイドブルーの部を削り、同表 188 の部の次に次のように加える。

|              |                  |                             |        |      |
|--------------|------------------|-----------------------------|--------|------|
| BAYSIDE BLUE | 横浜駅前～横浜駅<br>改札口前 | パシフィ<br>コ横浜、<br>ハンマー<br>ヘッド | 12.400 | 一方循環 |
|--------------|------------------|-----------------------------|--------|------|

## 医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 2 号

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の休暇に関する規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 7 号中「準ずるもの」を「準ずる者」に、「定めるもの」を「定める者」に改め、同項第 10 号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護（）」を「看護等（）」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うこと」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして病院事業管理者が定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち病院事業管理者が定めるものへの参加をすること」に改め、同条第 2 項中「その他これらに準ずる者として」を削り、同条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項第 10 号の病院事業管理者が定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校保健安全法第 19 条の規定による出席停止

(2) 保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第 20 条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずる事由

4 第 1 項第 10 号の病院事業管理者が定めるものは、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他病院事業管理者が別に定めるものとする。

第 10 条第 1 項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

別表第 3 の 8 の項中「学校保健法」を「学校教育法」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

---

教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 6 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 7 年 2 月 28 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 7 年 3 月 14 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

| 所 属 又 は 補 職       | 職 名 | 氏 名   | 処 分 の 内 容           |
|-------------------|-----|-------|---------------------|
| 横 浜 市 立 瀬 谷 中 学 校 | 教 諭 | 井 上 仁 | 減 給 10 分 の 1<br>1 月 |

---

区選挙管理委員会

---

港南区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 7 年 2 月 21 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 7 年 2 月 21 日次の者が、本委員会委員長職務代理者に就任した。

令和 7 年 2 月 21 日

横浜市港南区選挙管理委員会

委員長職務代理者

山野井 正 郎

港北区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 7 年 3 月 3 日揭示済）

投票区の設置の一部改正

投票区の設置（平成 6 年 12 月港北区選挙管理委員会告示第 29 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日

横浜市港北区選挙管理委員会

表第 6 投票区、第 10 投票区、第 31 投票区及び第 32 投票区の項を次のように改める。

|          |  |
|----------|--|
| 第 6 投票区  | 岸根町、篠原町 1,060 番地から 1,063 番地まで、<br>1,089 番地から 1,090 番地まで、1,113 番地から<br>1,114 番地まで、1,117 番地から 1,267 番地まで<br>、3,070 番地から 3,122 番地まで、3,130 番地か<br>ら 3,133 番地まで   |
| 第 10 投票区 | 大豆戸町 355 番地から 377 番地まで、374 番地か<br>ら 387 番地まで、390 番地から 392 番地まで、41<br>6 番地から 417 番地まで、427 番地から 474 番地<br>まで、481 番地から 599 番地まで、600 番地から<br>945 番地まで、950 番地から 951 番地まで、1,04<br>3 番地から 1,107 番地まで、1,109 番地から 1,12<br>8 番地まで、1,131 番地から 1,248 番地まで、1,<br>250 番地から 2,297 番地まで、新横浜三丁目 |
| 第 31 投票区 | 日吉本町三丁目 20 番以降、日吉本町四丁目 8 番以<br>降   |
| 第 32 投票区 | 新横浜一丁目 1 番から 31 番まで、新横浜二丁目、<br>鳥山町 1,730 番地から 1,820 番地まで、小机町 3,<br>211 番地から 3,212 番地まで、3,234 番地から 3,<br>239 番地まで、3,266 番地、3,279 番地から 3,29<br>8 番地まで、3,328 番地から 3,344 番地まで、3,<br>378 番地から 3,382 番地まで  |

---

正 誤

---

令和 6 年定期第 184 号 10 ページ下から 8 行目及び 9 行目表中「客席等の床面積のの合計」は「客席等の床面積の合計」の誤り。